

令和5年第2回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 令和5年6月16日 午前10時00分 開会
午後 5時13分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	東錦也
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	林本裕明	財務部長	米田匡勝
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	中井智恵	教育部長	井上理恵
教育部理事	葛本章子	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	吉井忠		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	福原有美
書記	岸田聖士		

6. 会議録署名議員 13番 西井 覚 14番 藤井本 浩

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	9	松林 謙司	一問一答	熱中症対策の推進について	市 長 担当部長
				多胎児世帯への助成制度の創設について	市 長 担当部長
				自転車ヘルメット着用促進について	市 長 担当部長
2	4	坂本 剛司	一問一答	葛城市の公立幼稚園について	教育長 担当部長
				災害時のトイレ問題について	市 長 担当部長
3	7	吉村 始	一問一答	市立小学校の校区について	市 長 教育長 担当部長
				気象警報時の登校登園の判断について	市 長 教育長 担当部長
4	1 1	川村 優子	一問一答	葛城市におけるD X推進への取り組みについて	市 長 教育長 担当部長
5	1 4	藤井本 浩	一問一答	J R大和新庄駅について	市 長 副市長 担当部長
6	1	西川 善浩	一問一答	带状疱疹ワクチンの接種について	担当部長
				スポーツ大会等出場者激励金について	担当部長
				奈良県知事交代による本市事業への影響について	市 長
7	1 2	増田 順弘	一問一答	通学路の安全対策	教育長 担当部長
				農業支援について	市 長 担当部長

8	3	柴田 三乃	一問一答	アフターコロナの国際交流事業について	市 長 副市長 担当部長
				インバウンドを見据えた観光事業	市 長 副市長 担当部長
				学校における国際教育について	市 長 教育長 担当部長
9	5	杉本 訓規	一問一答	葛城市の警察駐在所跡地と安全・防犯について	市 長 副市長 担当部長
10	10	谷原 一安	一問一答	指定管理者制度の運用について	市 長 担当部長
				公園トイレの改善について	市 長 担当部長
11	2	横井 晶行	一問一答	河川(用水路)と橋等の危険予知対応について	担当部長
				臭気対応について	担当部長
12	8	奥本 佳史	一問一答	パブリックコメント制度について	市 長 副市長 担当部長

開 会 午前10時00分

梨本議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る6月8日の通告期限までに通告されたのは12名であります。質問者はお手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は12名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましては、制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、9番、松林謙司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、松林謙司議員。

松林議員 皆様、おはようございます。公明党の松林謙司でございます。ただいま議長のお許しをいただき、これより一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は3点ございます。まず第1点目が、熱中症対策の推進について。第2点目が、多胎児世帯への助成制度の創設について。そして、第3点目の質問、自転車の正しい利用法、自転車ヘルメット着用促進について。以上3点について質問させていただきます。

なお、これよりは質問席より行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

梨本議長 松林議員。

松林議員 それでは、まず第1点目の質問、熱中症対策の推進についてお伺いをさせていただきます。政府は、5月30日の閣議で、熱中症対策で関係府省庁が今後5年間で取り組む実行計画を決定しました。それによると、過去5年間で年間1,000人超となっている死者数を2030年までに半減させる目標を掲げました。気候変動の影響により、国内の熱中症死亡者数は増加傾向が続いており、近年では、年間1,000人を超える年が頻発するなど、自然災害による死亡者数をはるかに上回っております。また、今後、地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、我が国において、熱中症による被害が更に拡大するおそれがあります。こうした状況を踏まえ、今後起こり得る極端な高温も見据えて、熱中症の発生の予防を強化するための取組を一層強化することが必要と考えます。

まず、熱中症から地域住民の生命を守るための取組の推進について、熱中症は適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができます。ここで、熱中症は人の命に関わることであるから、熱中症対応マニュアル等の作成や、WBGT、暑さ指数の認知度向上や行動変容につながる情報発信も必要かと考えますが、見解をお聞かせください。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 おはようございます。保健福祉部の森井でございます。今日はよろしくお願いたします。

まず、熱中症予防につきましては、健康増進課より、熱中症予防のお知らせとして、毎年6月から9月末まで、防災行政無線、市のツイッター、LINE等、聴覚障がい者用の文字表示発信、広報、下校時の青色防犯パトロール、運動教室等、様々な機会を捉えて情報発信を行っております。情報の内容としましては、暑い日の外出、水分補給、エアコンの活用及び小さなお子さん、高齢者、体調の悪い人は特に気をつけるように情報発信を行っているところでございます。また、熱中症を予防する目的の指標であります暑さ指数、WBGTを測定する湿球黒球温度計でございますが、今、私、手元に持っておりますこの小さな機械でございます。以前、教育委員会の答弁でも、ここでご紹介させていただいたものでございますが、各部署に導入しております。先日も、高齢者のグラウンドゴルフ会場など、注意喚起を行うツールとして活用しております。気温だけではなくて、湿度、日射・輻射等の周辺の熱環境、気温の3つを取り入れた指標によって、熱中症予防のための暑さ指数を測定し、注意喚起を行っておるところでございます。

以上でございます。

梨本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。高齢者の熱中症に対する予防への意識を醸成するための取組についてということで、熱中症を予防するためには、脱水と体温の上昇を抑えることが基本であると言われております。そこで、熱中症で亡くなる方の多くを占めている熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆様に、熱中症予防のための行動を意識していただくことも重要です。熱中症の死者数は、昨年までの5年間の平均で1,295人、8割以上を体温調節機能が衰えがちな高齢者が占めております。高齢者の皆様は、暑さや喉の渇きに対して敏感ではなくなっているケースもあります。消防庁の調査によると、熱中症による救急搬送者の約5割が高齢者となっております。高齢者の熱中症を予防していくためには、介護や地域保健部門の関係者が一体となって対策を的確に進める必要があります。そこで、高齢者の皆様への効果的な熱中症予防を進めるために、介護や地域保健部門の関係者と連携して、どのような取組を進めているのかをお聞かせください。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 熱中症は、先ほど議員からご説明いただきましたように、環境や体調など、その条件が整えば、年齢などを問わず、発症する危険性があり、具体的には、気温、湿度が高いことや、運動などにより体内に著しく熱がこもることがその要因として挙げられます。特に高齢者の場合、体温に対する感覚が加齢とともに鈍感になっているため、室内であっても熱中症を発症する危険性があると言われております。コロナ禍では、在宅での生活パターンが多かったところですが、5類移行後の今年度は、外出される機会も増えようかと思っております。熱中症を予防するためには、暑さに負けない体づくりのため、日常的に適度な運動を行い、栄養の豊富な食事や、十分な睡眠を取るなど、正しく理解し、体調管理を心がけることが大

切でございます。

本市では、高齢者への熱中症対策としまして、行政、社会福祉協議会、民間の方々で一体となった啓発を行っております。具体的な事例といたしまして、民生児童委員の皆様のご協力をいただき、ひとり暮らしの高齢者を中心に、熱中症に関する注意喚起を促すパンフレットを配布しております。昨年度からは、例年より早めに実施しておりましたが、本年度は更に早めて今年6月に配布したところでございます。そのほかにも、地域包括支援センターのケアマネジャーの訪問時、介護保険課の認定調査時、生活支援コーディネーターの事業実施時、緊急通報装置設置者への様子伺いのための電話をかけたとき、寿連合会の研修会などで熱中症予防についての啓発を行っているところでございます。少し涼しくなる8月下旬以降につきましても、危険な時期があると考え、継続して注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

梨本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。高齢者世帯のエアコン整備や点検を促す取組についてということですが、いざ高温になったとき、エアコンを入れても動かないとか、エアコンのフィルターが汚れていて部屋が冷えないとか、エアコンのトラブルが命に及ぶ危険性もあります。熱中症による救急搬送における発生場所の7割が屋内と言われております。熱中症の予防のためには、クーリングシエルの整備に併せて、外出が難しい高齢者世帯等のエアコンの点検や整備の推進も必要であると思っております。このことに対する見解をお聞かせください。また、以前に、高齢者世帯のエアコン購入費の助成制度について一般質問をさせていただいたときに、市内の高齢者世帯数とそのうちのエアコン未設置世帯数を調査するとのことご答弁をいただいておりますが、その調査結果についてお示しください。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 例年、民生委員の皆様のご協力の下、ひとり暮らしのご高齢者を調査しておりますが、対象となる方は、令和4年度の9月に依頼した調査において、住民基本台帳で約1,750名おられまして、エアコンの設置状況を可能な限り確認していただきましたが、エアコンを設置していない世帯につきましては、16世帯を本年2月の集計において把握しております。この調査を通じて、葛城市の独居高齢者世帯における傾向としましては、エアコンの購入に躊躇しているというよりも、エアコンは設置しているものの、使用しないことで熱中症リスクを高めていることが問題である可能性があると考え、エアコンが正常に作動するかどうか、また適切に温度管理することの重要性や、水分補給のための経口補水液の利点など、熱中症に対する正しい予防方法を啓発することが、本市の高齢者の熱中症対策としては有効であると考え、様々な角度からアプローチを行っております。熱中症リスクは様々な状況で起こり得ますので、今後も引き続き予防啓発を行ってまいりたいと考えております。

梨本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。熱中症で救急搬送される人の多くは65歳以上の高齢者で、自宅で見合が悪くなるケースが多く、さらに、熱中症による死亡者の多くが65歳以上の高齢者で、

80歳代が最も多く、そのうち8割以上がエアコンを設置していないか、使用していなかったとあります。国の調査によれば、高齢者の5人に1人はエアコンを所持していないとの結果も出ておりますが、本市におきましては、先ほどの保健福祉部長の報告によりますと、おひとり暮らしの高齢者が住民基本台帳では1,750名おられ、そのうちエアコンを設置していない世帯が16世帯と、圧倒的にエアコンを設置している世帯が多いということではありますが、大事なことは、エアコンを設置していても、必要なときにエアコンを活用して熱中症になるリスクを回避することであり、そして、少数のエアコンを設置していない16世帯の高齢者の方には、エアコンを設置しやすい状況を創出し、エアコンを設置して活用し、熱中症のリスクを回避することです。この16世帯の高齢者がエアコンを設置しない原因の一つとして、設置費用が高いということも考えられます。特に低所得の高齢者世帯に対して適切な支援が必要と考えます。また、エアコンの利用控えについてであります。電気料金が高騰する中で、エアコンの利用を控えたりする方も少なくないと思います。特に熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆様には、節約への意識が高い方も多いと思います。そこで、熱中症特別警戒情報が発令されたときに、躊躇なくエアコンのスイッチを活用できる環境の整備も必要かと思いますが、電気代の高騰への対応も含めて、低所得者等に対して適切な支援が必要と考えます。エアコンを所持していない低所得の高齢者への支援、また低所得者のエアコンの利用控えに対する支援について提案をさせていただきましたが、このことに対する阿古市長の見解をお聞かせください。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 年々、気象リスクといいますか、地球温暖化によって熱中症も増えてきているというのには理解しております。更にこれから増えていくであろうということも予想されるところでございます。議員ご指摘のように、熱中症対策というのは、これから更に大きな意味を持ってくると感じております。部長のほうから答弁ありましたけれども、今現在、独居老人の方でエアコンをお持ちでない高齢者の人数としては、そんなには多くないところでございます。熱中症の人数からいいますと、やはり圧倒的に、エアコンを持っていても使用していないですとか、体調管理の問題でいろんなことが起こってきている事象が非常に多いと感じておるところでございます。議員ご指摘のように、啓蒙、啓発をいかにしていくのかということをも更に強化する必要がまずあるのかなと感じておるところでございます。

それと、少人数の方につきましては、人数は大体分かりましたので、どのような理由で設置をされないのかということまでやはり確認をする必要があるのかなと感じております。行政は、最終的なとりで、セーフティーネットでございますので、セーフティーネットとしてその辺の見落としがないのか、はざまに入っていないのかということが非常に大切な作業になると感じております。その辺も確認しながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

梨本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。よろしく願い申し上げます。

子どもの熱中症防止の取組についてということで、学校における子どもの熱中症を防ぐための取組も大変に重要であります。公立の学校施設においては、地方公共団体からの計画を踏まえ、公立小・中学校等の普通教室における空調設備の整備が進められていると思います。設置率、令和2年9月1日時点では93.0%となっております。本市におきましても、小・中学校の全ての特別教室、普通教室への空調設置は完了していると思いますが、小・中学校の各体育館、また各中学校の格技室、武道場の空調設備はどのようになっているのか。もし、まだ空調設備を設置していないのであれば、今後どのような計画で空調設備を設置していくのか。そしてまた、現在、空調設備を活用するための電気代の手当は十分なのかをお聞かせください。また、子どもたちの通学時の熱中症予防対策も必要と考えますが、どのような取組がなされているのか。また、熱中症警戒情報が発令された場合、どのように対応していくのか、お聞かせください。

梨本議長 井上教育部長。

井上教育部長 皆さん、おはようございます。教育部の井上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

小・中学校の各体育館、各中学校の格技室、武道場の空調設備につきましては、各体育館には既にスポットクーラーを設置しております。各中学校の格技室、武道場につきましては、現在、冷房設備は設置しておりません。柔道の授業で使用しておりますが、夏季期間中を避けたカリキュラムを組むことで対応しております。また、部活動での活用では、大型扇風機を活用したり、お昼の暑い時間帯を避けるなどの工夫を行って対応しているところでございます。昨今の気温の傾向や、熱中症の危険性などから、武道場における冷房整備の必要性は認識しておりますが、市内の学校施設では、老朽化した建物の改修や設備の更新など対応すべき課題を多く抱えておりますので、まずは学校からの要望と現況の確認を踏まえまして、優先度の高いものから事業化を行っているところでございます。武道場における冷房整備につきましては、この夏以降の使用状況を踏まえながら、有利な財源がないかなども併せて研究をしてみたいと思います。

次に、各学校の電気代、ガス代等の光熱水費につきましては、原油価格の高騰や、コロナ禍での換気をしながらの空調を稼働している状況もございまして、ここ数年は、当初予算の計上金額を超えている状況となっております。ただし、不足が見込まれる場合には、補正予算計上を行い、対応しているところでございます。

最後に、子どもたちの通学時の熱中症予防対策につきましては、各学校での取組といたしましては、傘差し登校やネッククーラー、冷却タオルなどの使用を認めている学校もございます。そのほかにも、各部団で適宜水分補給を行うなど、各学校で取り組んでおられます。また、熱中症警戒アラートが発令された場合には、外での体育の授業や外遊びを中止するとともに、下校する際には、こまめに水分補給を行うよう指導し、子どもたちに注意喚起を行っております。

以上でございます。

梨本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。

続きまして、第2点目の、多胎児世帯への助成制度の創設についてお伺いをさせていただきます。本市において、毎年、多胎児を出産されるご家庭は何世帯ほどあるのかをお聞かせください。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。

ただいまご質問いただきました多胎児世帯につきまして、妊娠届出時に把握しております世帯数でございますが、令和元年度は1世帯、令和2年度、7世帯、そして令和3年度には9世帯、そして昨年、令和4年度につきましては1世帯でございました。

以上でございます。

梨本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。多胎児家庭の場合、必要となるミルク、おむつ、洋服等に、単胎児家庭の2倍、3倍の費用が必要となります。また、多胎児のためのベビーカー等、特有の育児グッズもあります。そうした負担軽減のために、ミルクやおむつ等の消耗品に対して費用補助を行っている市区町村もあります。双子や三つ子など、多胎児を育てる世帯の経済的な負担を軽減しようと、滋賀県栗東市は本年度、令和5年4月1日から、出産時や小・中・高の入学時に助成金を支給する事業を開始しました。その時期に、双子の世帯には6万円、三つ子以上の世帯には1人増えるごとに6万円を加算して支給する制度となります。栗東市の多胎児世帯に対する助成金は、今年4月1日以降、多胎児の出産時と小・中学校、高校、それぞれの入学時に支給。金額は、双子の世帯の場合が各時期に6万円、三つ子以上の世帯には、3人目から1人増えるごとに6万円ずつ加算されます。支給金額は、ベビーカーや制服、高等学校学習用のタブレット端末など、高額な費用がかかる物品の値段などを参考にしたということであります。申請は、市子育て支援課に書類を提出すれば、助成金を受けることができます。同市は近年、人口増加傾向にあるものの、30代から40代の子育て世帯が近隣市へ流出しているという課題も抱えていましたが、市の担当者は、今回の助成金支給で安心して子育てができ、定住するきっかけになればと期待を寄せております。

滋賀県栗東市では、多胎児世帯への支援について、市議会公明党は一貫して推進をしてきました。そして、このたび、多胎児世帯への助成制度が創設、開始されたことへの喜びの声が届いております。少し紹介をさせていただきます。市内在住の勝間さんは、現在、中学3年生の長女、純鈴さんと、双子で小学校6年生の長男、龍翔君、次女、瑞姫さんの子育てに奮闘中。双子が生まれてから幼稚園に入園するまでは、毎日が大変だった。子どもの成長の嬉しさは2倍、3倍となるものの、家計への負担が大変であったと振り返ります。それでも、多胎児サークルで同じ悩みを抱えるママ友と語り合い、共有できたことが息抜きになったと語っております。来年は、純鈴さんの高校進学と同時に、双子の龍翔君と瑞姫さんが中学校に入学します。準備にかかる費用が大きいと懸念していた勝間さんは、制服代や自転車購入費が特に高く心配していた。今回の事業で経済的な不安が和らぎ、子育ての安心につながると笑顔で話していたということであります。

やはり、同時に2人以上の妊娠、出産、育児をすることに伴う経済的な問題や、社会からの孤立など、多胎児ならではの困難さ、悩みに直面する保護者も少なくありません。本市におきましても、更に子育てのしやすいまち葛城市として、多胎児世帯への支援を強化するべきであると思います。双子や三つ子など、多胎児を育てる世帯に対して、出産時または小・中・高の入学時に助成金を支給するなどの助成制度を創設して、支援の手を差し伸べるべきであると思いますが、このことに対する阿古市長のお考えをお示してください。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 多胎児に対する支援といたしましては、双子や三つ子を育てる親の育児負担は単純に2倍ではなく、それ以上の大変さがあるとも言われておりますので、そのため、多胎児サークルさくらんぼでは、多胎児を持つ親が情報交換できる多胎児サークルの支援を行っております。また、産後ケアでは、利用料の多胎児への加算を行わないなどの対応をしておりますが、また、妊娠健康診査におきましては、胎児1人当たり10万円の補助チケットを配布、出産・子育て応援交付金事業、伴走型相談支援につきましても、出産時、児童1人当たり5万円、双子だと10万円を交付しているところでございます。さらに、児童手当等につきましても、児童1人当たりの手当支給となっております。

議員のご指摘は、多胎児世帯への支援強化のために、出産時または小・中・高の入学時に助成制度を創設して支援すべきとのこととあります。他市町村の助成金や支援事業など支援状況を研究してまいりたいと考えております。

梨本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、3点目の質問、自転車の正しい利用法、自転車ヘルメット着用促進についてお伺いをさせていただきます。自転車を利用する上で気をつけたい5つのルールといたしまして、事故を防ぐには、自転車に乗る側もルール遵守が不可欠であります。政府は、自転車利用時に守るべき重要なルールをまとめた自転車安全利用五則を昨年11月に改定しました。その内容を紹介します。1点目、車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先ということで、法律上、自転車は軽車両です。車道と歩道の区別がある場所では、車道の左側を通行するのが原則です。歩道を通行できる場合であっても、車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止をします。2点目、交差点では信号と一時停止を守って安全確認ということで、交差点では信号を守り、安全を確認して横断します。一時停止の標識がある場合は、必ず一時停止をする。3点目、夜間はライトを点灯。夜間はライトをつけなければなりません。乗る前にライトがつくか確認をするということとあります。4点目は、飲酒運転は禁止。お酒を飲んだときは運転をしてはいけません。そして5点目、ヘルメットを着用。自転車に乗るときはヘルメットを着用する。また、自転車運転中にスマートフォン、スマホを操作する、ながらスマホが原因となる事故も多発しております。重大な事故につながるので絶対にやめるようにとあります。

政府によって新たに改定された、自転車利用時に守るべき重要なルールをまとめた自転車安全利用五則につきましては、自転車を安全に利用する上で特に重要な事項であります。あ

らゆる機会を通じて、広く市民に対して広報やチラシなどで周知徹底を図っていくことが大事であると思いますが、このことに対する見解をお聞かせください。

梨本議長 林本総務部長。

林本総務部長 皆様、おはようございます。総務部の林本です。よろしくお願いたします。

ただいま松林議員よりご説明をいただきました自転車安全利用五則を含めまして、葛城市の交通安全に関する取組状況についてお答えをさせていただきます。まず、自転車安全利用五則につきましては、市のホームページや広報かつらぎに掲載し、啓発を行っておるところでございます。それ以外の自転車に関連する交通安全の啓発活動といたしましては、本年4月1日から、自転車利用者のヘルメット着用努力義務化がスタートしたことを受け、4月に開催の菜の花まつりや、5月に開催の公園まつりなどのイベントにおいて、啓発チラシの配布により啓発を行っておるところでございます。また、交通安全母の会のご協力の下、年2回、自転車の無料安全点検を実施しており、毎回好評を得ておりまして、多くの方にお越しいただいております。そのほかの交通安全の取組といたしましては、春と秋の年2回、全国交通安全運動に合わせまして、葛城市交通対策協議会のご協力の下、市内各所において啓発活動を行っております。

一方、子どもに対する取組といたしましては、毎年、市内幼稚園5園を訪問し、高田警察署と共同で交通安全教室を開催し、園児に道路や踏切の渡り方などを、実際に園庭に道路などの絵を描いて、分かりやすく学ぶ機会を提供しております。また、葛城市交通対策協議会では、毎月1日と15日を交通安全街頭広報デーと定め、市内全域で子どもたちの登校時間に合わせ、午前7時30分から1時間、交差点など主要箇所において立哨指導を行っております。さらに、市役所の生活安全課におきましては、交通指導員が、学校の登校日については、登校時間と下校時間及び午前10時の1日3回、また、夏休み期間中などについては、午前10時と午後3時の1日2回、青色パトロールカーによる街頭指導啓発を行っており、そこに毎月1日と15日の午前7時30分からの1時間は、市長も同乗いただいて、交通安全の呼びかけを行っていただいております。

本市の交通安全に関する取組につきましては以上でございます。

梨本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。今後もよろしくお願い申し上げます。

道路交通法の改正により、令和5年4月1日から、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。これまでは13歳未満の子どもが対象でありましたが、全年齢に拡大されました。努力義務なので法的拘束力はないのですが、もし、着用せずに事故を起こした場合、損害賠償請求などで影響を受けるかもしれません。また、警視庁によると、自転車用のヘルメットをしていない人の致死率は、着用している人の約2.3倍にもなります。警視庁によると、2022年に発生した、自転車が関係する交通事故は6万9,985件でしたが、10年前と比較すると半減をしておりますが、ここ2年は増加傾向にあります。また、交通事故全体に占める割合は23.3%で、近年増え続けてきております。事故の相手は自動車が圧倒的に多く、77.2%です。そのうち46.8%が出会い頭衝突で、次いで、右左折時衝突26%です。事故の原

因として、自転車側に法令違反があったケースは67%に上ります。多いのは、十分な確認をせず、相手を見落とすといった安全不確認など安全運転義務違反が41.5%、次いで、交差点安全進行義務違反が12.5%となっております。警察は2022年中に、違反の内容を知らせる指導警告票、この指導警告票とは、悪質と思われる自転車の違反をした際に警察から手渡しされるもので、あなたがやった行為は違反行為だから、今後は気をつけなさいよ、というような警告を意味します。違反が重なれば、刑事罰にもつながりますということを周知されるのに活用されているようでございます。この指導警告票を約132万件交付、約2万5,000件の交通違反を検挙しました。自転車利用時のヘルメット着用が努力義務となりました。着用しなくても違反とはなりません、致死率を下げる効果があるため、年齢を問わず着用することが大事であります。

自転車の乗車中に亡くなった人は、約6割が頭部に致命傷を負っております。被害軽減のため、頭部を守ることが重要です。自転車乗車中のヘルメット着用の有無と致死率の関係をみると、着用の場合は非着用に比べて致死率は約半分になります。東京の足立区や江東区など、ヘルメットの購入費を補助する自治体もあります。都議会公明党の推進で、都は、ヘルメット購入を補助する区、市町村を支援する方針を示しました。東京都足立区では、自転車ヘルメット着用促進キャンペーンとして、令和5年3月10日から令和8年3月31日まで、これは予定でございますが、安全基準を満たした3,000円以上の自転車用ヘルメットが2,000円引きで購入できる購入助成制度事業を実施しております。補助金制度のある自治体の多くが、数千円程度の支援を行っているようであります。

奈良県におきましては、令和2年4月1日より、自転車乗車時の65歳以上の高齢者のヘルメット着用が努力義務化されております。また、自転車損害賠償責任保険等への加入義務もあります。奈良県では、上牧町におきましては、自転車ヘルメット購入補助制度が創設されております。上牧町では、65歳以上の方及び7歳から18歳までの方が新品の自転車用ヘルメットを購入した場合、ヘルメット購入費の2分の1、上限3,000円を補助しております。補助対象は、町内に住所を有する65歳以上の方及び7歳から18歳までの方、そして、新品の自転車用ヘルメットを令和4年4月1日以降に購入された方となっております。そして、ヘルメットにつきましては、安全基準を満たすもの、SGマーク、JCFマークなどに限っております。また、自転車保険についてであります、自転車の利用者などに自転車保険の加入を義務づける自治体が広がっています。今年2023年4月現在で、32の都道府県で義務化、10の道県で努力義務化されております。自転車と歩行者の事故で高額な損害賠償を求められるケースも相次いでおります。現在加入している保険で補償されるのかを確認し、家庭の状況に応じた保険を選び、保険に加入することが大事であります。

自転車ヘルメットの着用は、自転車事故による致命傷を軽減し、市民の命を自転車事故から守ります。そして、自転車保険は、自転車運転中に自分がけがをしたり、他人にけがをさせた場合の自転車事故のリスクをカバーします。本市におきましても、自転車ヘルメットの着用促進のために、例えば、自転車保険に加入していることなどの条件を前提として、一定の基準を設けて、自転車ヘルメット購入費用の一部を助成するなどの支援をすることは大事

なことであると思いますが、このことに対する阿古市長の見解をお聞かせください。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 今年4月1日から、道路交通法、法律の改正がございまして、自転車のヘルメットの努力義務がうたわれたところでございます。議員ご指摘のとおり、必要なことだと感じております。税金を使うに当たりますは、第一には、やはり税の公平性を一番に考えますので、まず制度設計をどのような形でできるのかということの研究していきたいと思っております。対象の世代としては、やはり全世代を対象にすべきでしょうし、また回数はどうするのか。金額はどうするのか。もしくは、購入の場所、領収書等の確認はどうするのか等、制度設計で超えないといけないハードルが数点あると思っておりますので、しかるべき時期にその制度設計を終え、予算計上したいと考えております。

以上でございます。

梨本議長 松林議員。

松林議員 ありがとうございます。よろしくお願ひ申し上げます。手軽に利用できる自転車ですが、自転車事故は増加傾向にあります。自転車を正しく利用し、自転車事故の防止、被害軽減のために再度、自転車安全利用五則の周知徹底、また自転車ヘルメット購入費用の助成制度の創設を切に要望いたしまして、本日の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございます。

梨本議長 松林謙司議員の発言を終結いたします。

次に、4番、坂本剛司議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、坂本剛司議員。

坂本議員 皆様、おはようございます。坂本剛司でございます。さきの3月議会では、いろいろございました。私は、そのことは一（削除）一だと考えております。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。私の質問は2点ございまして、まず1点目が、葛城市の公立幼稚園について。2点目が、災害時のトイレ問題についてでございます。

これより先は質問席にて進めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 では、よろしくお願ひします。

1点目の、葛城市の公立幼稚園について質問をいたします。令和6年4月に、民間の幼保連携型認定こども園が當麻地区に開園される予定であることから、當麻第1保育所を令和10年3月に閉所するという事をお聞きしていますが、保育所と同じ就学前施設である當麻小学校附属幼稚園はどうなるのでしょうか。民間の幼保連携型認定こども園には、保育所機能と幼稚園機能を併せ持っていることを考えると、なぜ當麻第1保育所だけが閉所決定され、當麻小学校附属幼稚園については無風状態なのか。私にとって、葛城市全体を考えて、どうなのかと思っております。ハード面を考えると、當麻第1保育所の耐用年数、老朽化、耐震化等の課題もあることから、閉所するという事は、今後の費用対効果を考えると理解できます。しかしながら、ソフト面である、施設の利用者数を比較しますと、保育

所利用児が幼稚園利用児よりも相当多い。このことは、保育所利用ニーズが高く、幼稚園利用ニーズが低いというように考えられます。そこでお聞きします。利用ニーズの少ない當麻小学校附属幼稚園をどうされるのでしょうか。お答えをお願いします。

梨本議長 井上教育部長。

井上教育部長 教育部の井上でございます。よろしくお願ひいたします。

當麻小学校附属幼稚園につきましては、引き続き継続して運営してまいります。

以上でございます。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 では、継続させるということでございますので、今後必要とする財源をお示しいただきたい。更にお聞きしたいのは、財源のうち、会計年度任用職員を含む職員数と、人件費予算は幾らになるのか。また、施設の光熱水費、修繕費などの維持管理に要する費用は幾らになりますか。お聞きします。

梨本議長 井上教育部長。

井上教育部長 まず、當麻小学校附属幼稚園の会計年度任用職員を含めた職員数は10名でございます。人件費につきましては約3,600万円、施設運営維持経費につきましては400万円、合計で年間4,000万円ほどとなっております。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 今のご答弁のとおり、人件費が3,600万円、維持管理に400万円、合計4,000万円が年間かかる費用であるということであります。當麻小学校附属幼稚園を継続するには、今後も今以上の財源が必要となると考えられますが、園児数が減少しても継続されるのでしょうか。お聞きいたします。

梨本議長 井上教育部長。

井上教育部長 當麻小学校附属幼稚園の園児数につきましては、令和3年度では34人、令和4年度には38人、令和5年度も38人の園児が通われています。実績に合わせまして、今後も當麻小学校附属幼稚園は継続して運営してまいります。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 今のお答えですけれども、幼稚園利用ニーズが低い。さらに、来年4月に幼保連携型認定こども園が當麻地区に開園、幼稚園利用者がそちらを利用することも考えられます。先ほどの答弁では、実績に合わせてという言葉が出てきましたけれども、実績に合わせてということは、例えば、極端に園児が減少すれば、その時点で考えるということによろしいでしょうか。

梨本議長 井上教育部長。

井上教育部長 実績といたしまして、當麻小学校附属幼稚園の利用児童数は増加傾向にございますので、現在のところ、園児数が極端に減少することは想定しておりません。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 これからどのように推移していくか分からないところですが、減少していくのか、増えていくのか、分からないですけれども、極端に減少したときは、その時点で考えを見直していただきたいと、そのように考えております。

では、次の質問に行きますけれども、私が、奈良県下12市における小学校附属園長制、通学校区制について調べましたところ、小学校の附属幼稚園として設置されているのは葛城市だけ。幼稚園の園長を小学校長が兼務されているのは葛城市だけ。幼稚園に通学校区制があるのが葛城市と宇陀市だけという結果になりました。ここでお聞きしますが、葛城市の公立幼稚園は全て小学校附属幼稚園となっていますが、その理由は何でしょうか。それとまた、奈良県下の状況についてはいかがでしょうか。

梨本議長 井上教育部長。

井上教育部長 葛城市の公立幼稚園につきましては、開園時より、小学校に併設された環境、幼稚園と小学校の緊密な連携を図るため、全ての幼稚園を小学校附属幼稚園として現在まで運営しているところでございます。なお、県内の公立幼稚園につきましては、葛城市と広陵町が小学校附属幼稚園として運営されておられます。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 葛城市と広陵町だけ附属幼稚園という答弁でございますが、広陵町は附属幼稚園としておりますが、園長先生は小学校長の先生ではなくて、主任先生が園長先生を広陵町はやられております。県下11市は、調査研究して、メリット、デメリットを考えて、メリットが大きいと考えて附属ということを外しておられます。これも将来は見直しを考えていただきたいと思うところであります。

では次に、葛城市の小学校附属幼稚園の園長が小学校長になっているのはどうしてですか。また、葛城市立小学校長及び教頭に対する報償費支給基準で、園長、副園長を兼務した場合の報償費の支給金額を定めておられますか。この報償費の金額についてもお聞きしたいと思います。私の手元に資料がありますので、葛城市立小学校長及び教頭に対する報償費支給基準を簡単に読みますと、令和2年3月30日、教育委員会告示第19号、趣旨、第1条、この告示は、葛城市立小学校の校長及び教頭が、葛城市立幼稚園規則第4条第1項及び第2項に規定する幼稚園の園長及び副園長を兼務した場合の報償費の支給に関する基準について定めるものとする。金額、第2条、報償費の年額は、基本額及び人数割額の合計額とし、基本額については、校長が5万円、教頭が2万5,000円とする。人数割額については、予算の範囲内において、当該支給年度の学校基本調査上の各幼稚園の園児数で按分した金額とし、教頭の額は校長の2分の1とする。附則として、この告示は、令和2年4月1日から施行するとなっております。

園長を幼稚園の主任先生にし、その下で係長の主任を設け、クラス担任を兼務することで、校長先生にとって、負担も軽減され、財源も削減できると考えますが、どのようにお考えかお聞きします。

梨本議長 井上教育部長。

井上教育部長 小学校附属幼稚園として小学校の校長が園長を兼務することで、幼稚園と小学校の緊密な連携や、小学生との交流についても調整などが図りやすくなること。また、学校教育法第27条におきまして、幼稚園には、園長、教頭または副園長及び教諭を置かなければならないと明記されていることから、現在は、小学校長及び教頭に兼務をしていただいているとこ

ろでございます。小学校長及び教頭に対する報償費につきましては、年間予算額の42万円を、4園の校長と教頭に均等割と園児の人数割りによって按分して支給している状況でございます。また、主任先生が園長になった場合においては、学校教育法第27条第3項により、特別の事情がある場合は、教頭を置かないことができるため、小規模の幼稚園では、この条項を適用できることも考えられますが、大規模な幼稚園におきましては、園長と係長級の主任だけでは園の運営がスムーズにいかなくなるおそれがございますので、教頭または副園長を置く必要があると考えます。

教頭や副園長にクラス担任を兼務させることについては、負担が大きくなるため、仮に主任が園長になったとしても、大規模園におきましては、新たに教頭または副園長級の職員が1名増えることから、財源については増える見込みでございます。さきに述べました理由や財源等を考慮した上で、現在は、小学校の校長が園長を兼務していただいているところでございます。ただし、校長先生にかかる負担については、おっしゃるように、負担にはなっておりません。現在はこのような形で運営をさせていただいているところでございます。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 つまり、小規模幼稚園であれば、小学校長が園長を兼務しないで、主任先生が園長になれば、兼務している小学校長、教頭の報償費が削減できることにはなりますが、例えば、新庄小学校附属幼稚園のような大規模幼稚園では、職員を増やさなければいけないので、財源の負担が逆に増えてしまうと、そういうお話でありました。

それでは、他市は小学校長が園長になっていなくて、主任先生が園長をされているわけではあります。他市のことは分かりませんが、職員数を増やして、財政負担もそれなりに負担をして運営されていると、そのように考えられることにはなりますが、園長を小学校長が葛城市は兼務されてるんですけども、葛城市の小学校長は、とても激務で、勘弁してほしいとおっしゃっておられるというのも事実でございますので、そのことをお話ししておきます。

次にお聞きします。幼稚園において通学区を設ける理由は何でしょうか。また、他市の状況はどうでしょうか。

梨本議長 井上教育部長。

井上教育部長 幼稚園の校区につきましては、小・中学校のように法令上の根拠はありませんが、葛城市では、これまで小学校との併設を基本としていたため、教育委員会規則において、小学校区に準じたものとしております。なお、他市の状況につきましては、公立幼稚園で校区を設定している市については、葛城市を含め、7つの市、奈良市、天理市、橿原市、御所市、生駒市、香芝市がございます。また、市内に公立幼稚園が1園しかないために校区を設定していない市、宇陀市や、公立幼稚園がないために校区を設定していない五條市などがございます。

以上でございます。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 という答弁であります。私が調べたところでは、幼稚園の通学区があるのは、葛城市

と宇陀市だけとなっております。そこで、教育のまち、子育てしやすいまちとして銘打っている葛城市の通学校区制が、これまで小学校との併設を基本としていたため、規則に準じているとの今の答弁であります。では、例えば、この4月に公表された医療的ケア児のガイドラインにおいて、葛城市では、市が指定する施設、スタート時点では、磐城認定こども園とされております。例えば、新庄小学校区に呼吸器等の医療的ケアを必要とされる園児が、校区制のため、磐城認定こども園に通園できない状況となると思いますけれども、どうでしょうか。昨年度に策定された医療的ケア児のガイドラインについて、他地域からの医療的ケア児が校区の幼稚園に入園できるのかということをお聞きします。

梨本議長 井上教育部長。

井上教育部長 昨年度策定されました、公立幼保施設の医療的ケア児受入れガイドラインにおいては、医療的ケア児の受入れに関する手続から受入れ可否までの流れを記載したものでございます。校区の幼稚園を希望される場合は、まずこのガイドラインに沿って手続を進めた上で、入園の可否を決定することになります。医療的ケア児が校区の公立幼稚園での入園を希望され、検討会議などの結果、受入れ可能となった場合におきましては、入園を希望されている公立幼稚園で新たに看護師などを配備できる体制を整えた上で、園児を受け入れることとなります。

以上でございます。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 入園希望をされてる公立幼稚園で新たに看護師を募集し、そこに配備し、園児を受け入れるとの答弁です。私は、ちゃんと看護師を募集して、採用できて、うまく体制が整うか、疑問が残るところであります。先ほどの答弁でいいますと、新庄小学校附属幼稚園に複数人の看護師を、新庄小学校附属幼稚園に医療的ケア児が入園希望されるということですから、看護師を必ず配備することになります。また、ほかの幼稚園でも、ケアが必要な園児の要望があれば、そこにも複数人の看護師の配置も必要となりますが、受け入れる施設の環境が整った上でという理由で受入れの可否を判断することだけは、教育委員会としては、できるだけ避けていただき、早急に通学校区の撤廃に向け動かれることを要望いたします。

では、次に、市内の公立幼稚園については、小学校附属を撤廃し、校長が園長を兼務するのではなく、新たに主任先生が園長になり、校区も撤廃すべきだと私は考えますけれども、このことについて教育長のお考えをお聞きします。

梨本議長 椿本教育長。

椿本教育長 皆さん、おはようございます。教育長の椿本でございます。よろしく申し上げます。

公立幼稚園におきましては、地域に根差し、地域コミュニティの意見や力を幼稚園教育に取り入れることを一番大切に考えており、また、地域とともにある学校づくりを現在目指しているところでございます。また、小学校の附属幼稚園としての強みを生かしながら、幼小連携に特に力を入れているところでございます。本市の幼稚園におきましては、保護者の就労の関係や、保育料無償化等により、定員に満たない状況が続いておりますけれども、配慮を必要とする子どもは増加傾向にございます。配慮を必要とする子どもの受入れや、また、

小・中学校、特別支援学校との連携など、公立幼稚園は一定の役割を担っていると考えているところでございます。このようなことから、現段階では、小学校区における公立附属幼稚園を存続させ、保護者のニーズに応えることができるよう、幼児教育を一層充実させていきたいと私は考えております。ただし、議員お述べの、園長兼務につきましては、現在、校長から激務だとは私は聞いておりませんが、しっかりと面談をとった上で、校長の職務の負担を考慮しながら、特に規模の大きい学校、園での校長、園長の兼務については、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 ありがとうございます。私は、これまで小学校附属園長制、通学校区制についてご質問いたしましたが、葛城市の教育行政が他市に追いつき、追い越せるように期待をいたしまして、1つ目の質問を終わらせていただきます。

では次に、2つ目、災害時のトイレ問題についてであります。まず、5月の能登半島地震、6月2日の大雨での水害により被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。3月議会での一般質問で、私は、地域防災力の向上について質問させていただきました。大震災が起きたときの行政の対応についてお答えをいただきました。今回は、震災が起きたときのトイレの問題に特化して、行政がどう動くのか、お聞きしたいと思っております。

トイレパニックという言葉がございます。この言葉が生まれたきっかけは、1995年に起きた阪神・淡路大震災でございます。私は、阪神・淡路大震災発災2日後に現地に入りました。何しに行ったかという、当時勤めていた会社の、東京にいる社長からの命で、阪神間に居住する部下の安否の確認、1人10万円の見舞金、食料、水の配布のため、朝早くからレンタカーで大阪府を立ちました。尼崎市、西宮市を過ぎて、その間いろいろ寄ったわけですが、芦屋市まで行きましたが、大震災の惨状を目の当たりにしました。どういう状況かという、皆さんご存じのとおり、家という家が倒壊して、ペしゃんこになっておりました。びっくりしました。今考えると、もうこのような倒壊してペしゃんこになってる自宅で、家でトイレは当然使うことができません。地震の直後、神戸市内の避難所では、水洗トイレが使えなくなったため、便器が排せつ物であふれてしまったといえます。災害への備えというと、食料、飲料の備蓄や避難場所の確認が真っ先に思い浮かびますが、トイレへの対策も決して忘れてはいけない問題だと考えております。

2016年に起きた熊本地震でも、トイレは深刻な問題として挙げられております。熊本地震では、震災から3時間以内にトイレに行きたくなったという人の割合は38.5%で、6時間以内まで含めると72.9%になります。発災後3時間以内というのは、ほとんどの人が水や食事をとっていないと思います。大混乱状態でそこまで手が回らない状況だと考えられます。しかし、このような混乱状態だったとしても、約4割の人がトイレに行きます。大きく揺れているときは、極度の緊張状態で必死に命を守る行動を取られると思いますが、極度の緊張状態というのは長く続けられません。そんなときに命の安全が確保できれば、ほんの少し、ほっと息をつくはずで、そのときに便意や尿意が起きる可能性があります。体調を崩して下

痢や嘔吐をする人もいると思います。水や食料はある程度我慢できますが、排せつは我慢できるものではありません。水洗トイレは、平時では清潔であり、すごく役に立ちますが、非常時には役に立ちません。大災害時には役に立たないのです。

話は変わりますが、先週6月7日の午前10時半頃、私の地元、東室では断水をいたしました。私になぜ断水してるか分かったのかといいますと、トイレに行って水が出なかったのです。最初は便器の故障かと思いましたが、手を洗おうとしても水が出なかった。しばらくして復旧しましたが、水洗トイレは上下水道、電気があって正常に使用できます。大切なのは、その場に備えることだと考えております。

先ほど述べたとおり、3時間以内に約4割の人がトイレに行くこととなりますので、水や食料よりも先にトイレの対応をすることが必要になるかと思えます。今現在は、個人で簡易トイレを備蓄したり、大字で防災倉庫に備蓄されたりすることもあるかと思えますが、これまでの災害では、トイレの備えができておらず、避難所のトイレが大小便で満杯になり、著しく汚染されたトイレパニックとなりました。水洗トイレが使えなくなり、トイレが不便になったり、不衛生になったりすることで3つの深刻な問題が生じます。1つは、不衛生になることで集団感染のリスクが高まります。トイレは全ての人が使用し、取っ手や鍵、便座、ペーパーホルダーなど、同じところに触れるため、不衛生なトイレは接触感染による感染症が起りやすくなります。

2つ目は、トイレが臭い、汚い、暗い、怖いなどの状態になると、できるだけトイレに行かなくて済むように水分摂取を控えてしまいます。ストレスがかかった状態で水分をとらず、じっとしているということは、脱水症だけではなく、エコノミークラス症候群のリスクを高めます。水分をとるためには、安心して使用できるトイレが必要ということを忘れてはいけません。

3つ目は、心理的負担による精神不和です。トイレの清潔が保てなくなると、避難所での集団生活がうまくいかなくなるということをよく聞きます。トイレが汚いといらいらしますし、どうでもいいやという気持ちになるのだと考えられます。このような状態では、ルールを守れず、秩序が乱れてしまいます。以上の3つの問題を回避するためにも、トイレ対策を徹底することが必要になります。そこでお聞きします。葛城市では、大災害時のトイレ対策を立てておられますか。

梨本議長 林本総務部長。

林本総務部長 総務部の林本でございます。よろしく願いいたします。

議員におかれましては、議員もお述べのとおり、本年3月議会において、地域防災力の向上について一般質問を頂戴し、答弁をさせていただきました。その際、大震災が起こった場合、公助として市役所が動けるようになるまでのおよそ3日間については、自分の命を守る行動をとっていただく自助が大切であり、自分の命を守った後、共助として、自治会であったり、隣近所であったり、近隣での助け合いが大切になると答弁させていただいております。しかしながら、被災状況にもよりますが、トイレ問題については、自助、共助だけで3日間というのは困難である場合が推測されます。そこで、もし、大震災が起こって、電気や上下

水道などのライフラインが被災した場合を想定して、本市の避難所におけるトイレ対策の現状についてお答えをさせていただきます。

まず、市役所では、オストメイト対応の分も含めまして、簡易組立てトイレ及びダンボール製のトイレを一定数備蓄しております。また、災害時にダンボール製トイレを提供いただくよう、市内の株式会社高木包装様、株式会社ウエダ様及び菱田紙業様の3社と災害時応援協定を締結しているほか、それ以外のトイレ関連用品の提供についても、NPO法人コメリ災害対策センター様と同様の協定を締結しており、災害が起こった場合、迅速にご対応していただくようになっております。さらに、下水道管路にあるマンホール上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保できる、いわゆるマンホールトイレを市内8か所の公園内に計19基設置しております。

ところで、東日本大震災での自治体アンケート調査によりますと、仮設トイレが被災地の避難所に行き渡るまでに要した日数について、3日以内と回答した自治体が34%、4日から7日以内と回答した自治体が17%であり、1週間以内に約半数の自治体に仮設トイレが行き渡ったこととなっております。もちろん災害の規模にもよりますが、仮に本市において1週間で仮設トイレが届いたとすれば、1週間分のトイレ環境を確保する対策が必要であります。もし、そこに、先ほどから申し上げました本市の現状、そちらとギャップがあれば、それを埋めていくことが課題であり、その課題解消に向けてどのような方法が最適であるかを検証してまいりたいと考えております。

以上です。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 普通、公助での仮設トイレが行き渡るのは3日はかかるだろうというような話もあります。先ほども申しました、発災から6時間以内では72.9%の人がトイレに行きたくなるのです。葛城市としても、先ほど部長の答弁のように、いろいろ対策を取っていただいておりますけれども、とても間に合わなく、結局、今までの避難所のように、便器に大小便があふれるというような状況になりかねないと危惧いたします。3月議会においても、災害について市長にお聞きしましたが、大災害時のトイレ問題について市長はどうお考えか、お聞きしたいと思えます。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。災害に強い葛城市を目指しております。災害に強いというのは、ある種、予防的にやる部分と、それと、実際被災した後の対応の両面についての対応ということでございます。トイレにつきましては、どのライフラインがいかれたのかということについても、対応の仕方が変わると思えます。例えば、最悪の場合、電気、水道、それと、下水道等のライフラインも含めて破損した場合、使えなくなった場合を考えますと、まず、ご家庭においては、便器のところにごみ袋等を設置していただきまして、厚手のごみ袋を設置いただきまして、水を使わないような処理をされる形が一番ベストかなと考えておるところでございます。ですので、ごみ袋さえあれば、家庭内のトイレ事情というのはある程度解消できるのかな。

避難所につきましてのご質問でございます。部長のほうからありましたように、仮設トイレ等の設置には当然時間がかかります。また、仮設トイレの設置におきましても、災害の規模、エリアによって、広域になりますと、なかなか仮設トイレが行き渡らないということも考えられます。そうした段階におきましては、まずいろんな考え方があると思いますが、一つの例として申し上げますと、葛城市におきましては、テントといたしますか、特にコロナのときに個室型のテントを実は持っております。簡易テントでございますので、その中にダンボールトイレを入れ、それに更に、実は専用のトイレ用の袋があるんですけども、それは枚数がかかなり限られてきますので、通常のごみ袋等で1人1枚当たりでやると、永遠とはいきませんが、トイレの設置数も、100ぐらい、今テントを持っておりますので、それをトイレに使うということになれば、かなり使えるのかなという思いがいたしますし、その辺の協定も結びながら、ダンボールトイレにつきましては、今現在、ある一定数を抱えておりますが、それがどの程度必要なのか、もしくは、ポリ袋が何日分でどの程度要するのかというようなことも計算しながら、準備をしていきたいと考えております。議員ご指摘のとおり、トイレ事情というのは大変なことだと思いますけども、必ず市民の皆様方が、我慢してトイレに行けなくて大変な状況になるということは避けられるような対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

梨本議長 坂本議員。

坂本議員 排せつに関しましては、必死でどのようにしようか、被災者は考えられると思いますので、今、市長がお述べの、ポリ袋に納めたりとか、いろんなことを考えられるかとは思いますが、葛城市としては、できる限りのことをやっていただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

梨本議長 坂本剛司議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後1時から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時30分

再 開 午後 1時00分

杉本副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私が代わって議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

7番、吉村始議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、吉村始議員。

吉村議員 吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして、午後一番の一般質問を行います。

今回の質問は2つあります。1つ目は、市立小学校の校区についてであります。平成31年から令和をまたいで行っているこの質問、今回は5回目であります。

2つ目は、気象警報時の登校登園の判断についてであります。この質問では、今後を見越した提言も併せて行っていきたいと存じます。

今回も、議長の許可を得まして、毎回恒例のパネルを用いながら、質問の意図を分かりやすくお伝えできればと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、これからの質問は質問席にて行います。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 それでは、小学校の校区についてお伺いをいたします。私が初めてこの件で一般質問を行ったのは、今から4年前の平成31年3月議会で、続く令和元年6月議会と合わせて、市立小学校の校区についてお伺いをいたしました。少し置きまして、令和3年3月議会では、小学校校区割と教育環境についてと題して、校区の課題と教育環境の課題とは相関関係にあるのだという私の持論の下に質問を行いました。ここまでは、杉澤前教育長がいらっしゃった時期で、この間、私は一貫して小学校区について、市民が意見を出し合う場、話し合う場の設置をぜひとも検討していただきたいと、繰り返し要望をしまいいりました。そして去年の3月議会で4回目の質問を行いました。このときから教育長が今の椿本教育長に替わられました。椿本教育長はこのように答弁をされました。学校は地域とともにあるので、学校と保護者、地域住民が一緒になって、学校を取り巻く様々な問題について議論をすることは大切であり、校区について話し合いを持つことは自然なことです。地域住民の方々の意見を把握した上で、教育委員会として、校区について今後の方向性を考えていくことは意味がありますという旨の発言をいただき、ついに、小学校区について市民が意見を出し合う場、話し合う場の設置を検討するとのご答弁をいただくことができました。

そして、去る4月12日に開催された厚生文教常任委員会協議会で、報告案件として、校区（通学地域）の調整に係る協議結果についてと題して、この1年間の議論の結果を報告されました。私は別の委員会に所属していますので、委員外議員として傍聴しました。昨年3月議会以降、教育長のご答弁を有言実行された教育委員会の対応について評価するものであります。

さて、私が4年前から市立小学校区の調整についての質問を続けているのは、主に3つの視点で課題があるからであります。ここで改めて示しておきたいと存じます。校区の調整について検討するに当たって、私はかねてから、3つの視点で考えましようということを提言しておりました。1つ目が、施設と児童数の視点であります。施設といえば、例えば、児童数に対して運動場の広さは十分か、理科室など特別教室の数は足りているのかなどという課題であります。今から言います数字は、いずれも令和4年3月議会でのご答弁に基づいてお話をしますが、運動場の面積につきましては、例えば、新庄小学校は6,012平方メートルであります。また、忍海小学校は1万1,100平方メートルであります。運動場の面積を児童数で割りますと、1人当たりの運動場の面積が出てまいります。これは私の計算によるんですけども、忍海小学校の運動場の1児童当たりの広さが、新庄小学校のおよそ4.7倍という結果になりました。これは大きな差だと思います。校区における課題の1つであるのではないかとこのように認識をするものであります。

2つ目が、学校と児童数の視点であります。例えば、市内のとある校区の小学校は規模が大きく、1学年に4つ、5つのクラスがあるのに対して、すぐ隣の校区は、児童数が少なく1学年で2クラスつくれずに単学級になってしまうなどといった問題、これが学年と児童数の視点だということふうに考えております。これにつきまして、前回までの質問では、毎年5

月1日現在の状況を調査されている学校基本調査というものがありますけれども、その内容で、市内5小学校の児童数や学級数、1教室当たりの平均児童数などについてお伺いをいたしました。相対的に見て、児童数が多いのが磐城小学校と新庄小学校の2校、相対的に見て児童数が少ないのが當麻小学校と新庄北小学校の2校であります。1教室当たりの平均児童数を見ましたら、新庄小学校は1学級当たりの平均児童数は35人、磐城小学校は36.3人です。対する當麻小学校は24.0人、新庄北小学校も21人ということで、一番多い磐城小学校に対して、新庄北小学校は1クラス当たり15人、人数が少ない。反対に、磐城小学校は15人多いという、それぐらい差があるということでもあります。また、現在、新庄北小学校と當麻小学校とに1学年に1学級という、いわゆる単学級の学年があります。単学級につきましては、教育委員会に伺ったところ、メリットとデメリット両方ありますという見解でありました。しかし、私が個人的に現職の先生や、退職された方も含めて、複数の先生方に伺ったところ、皆さん、単学級はデメリットのほうが大きいとおっしゃっています。児童にとっても、保護者にとっても、教職員にとっても、私は、単学級はできるだけ解消するほうが望ましいというふうに考えております。

3つ目が、通学の負担等の視点であります。児童の自宅から近い小学校は、残念ながら、違う校区の小学校であるために、わざわざ遠い小学校に通わなければいけないなどという課題であります。これについて前回の質問で、教育委員会に届いている校区変更を望む声の理由についてお伺いをしたところ、校区の境界付近に居住されているご家庭から、進学する学校を変更できないかなどのお問合せがあったところのご回答がありました。この保護者のお問合せが、通学の負担等の課題の一例というふうに私は考えるものであります。私自身も、校区の境界近くに住んでいらっしゃる方から、今はまだ子どもが学齢期に達していないが、できれば隣の校区の小学校に通わせたいと思っているんですが、という旨の声も複数聞いております。以上、この3つの視点がありますといったことを押さえた上で質問に入りたいと思います。

さて、小学校区の校区割りについて市民が意見を出し合う場、話し合う場として、学校運営協議会の場を教育委員会では利用された。また、保護者の声を聞く方法として保護者アンケートを実施されたというふうに私、理解をしておりますけれども、教育委員会では、これらを行った意図と実施の経緯について改めて確認をしたいと思っております。まず、教育委員会としてこれらを行うに当たって、どのような問題意識を持っておられたのか、お答え願います。

杉本副議長 葛本教育部理事。

葛本教育部理事 皆さん、こんにちは。教育部の葛本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

学校教育の基本方針におきましては、地域と共にある学校・園づくりの推進を掲げておきまして、コミュニティスクールを核とした学校と地域が連携協働し、地域と共にある学校づくりを行っていきたくと考えております。今回の校区の調整に係る協議につきましても、各小学校に設置している学校運営協議会を中心として、小学校間で校区の広さや児童数に大きな差があること、住宅等の開発が進む中、校区の見直しは葛城市となる以前から長きにわた

り行われていないことなどから、校区の調整が必要かどうかについての協議を進めてまいりました。

以上でございます。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 小学校区間で校区の広さや児童数に大きな差があるということ、それから、住宅等の開発が進む中、結果として、その差が広がる方向に動いているのではないかという、私、問題意識、課題意識を持っておったんですけれども、これと、私と同じ方向の問題意識を持ってくださっているというふうに認識をいたしました。

続いて、実施の経緯についてお伺いをいたします。まずは、私が要望していた、小学校区について話し合う場に学校運営協議会を利用して、何度か話し合いの場を持たれたと承知しておりますけれども、どのような流れで実施されたのでしょうか。

杉本副議長 葛本教育部理事。

葛本教育部理事 教育部、葛本でございます。お願いいたします。

各小学校で令和4年度の1学期に開催されました第1回学校運営協議会におきまして、現校区になるまでの経緯と課題、校区の調整の基本的な考え方、今後の調整等を説明した上で意見交換をしていただきました。

以上です。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 第1回目で現状の課題について提示されたということですね。続いて、保護者アンケートについて、実施の時期と、どのあたりまで対象とされたのかということについてお伺いをいたします。

杉本副議長 葛本教育部理事。

葛本教育部理事 葛本でございます。お願いいたします。

令和4年8月19日から8月26日の間に、市立小学校に在籍している児童の保護者に対し、メールで実施いたしました。対象者数は2,133人でございます。

以上です。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 それで、保護者アンケートの回答といいますか、反応はどのようなものがありましたでしょうか。

杉本副議長 葛本教育部理事。

葛本教育部理事 回答率は全体の43.6%、929人の方から回答がございました。なお、アンケートを実施するに当たりまして、メール返信がない場合には、特に意見はないと捉えることをご了承いただいております。その上で、現状のまま、特に意見はないと回答された方が1,953人、全体の91.6%であり、校区の調整が必要と回答した方が180人、全体では8.4%の結果でございました。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 校区の調整が必要とおっしゃった方は8.4%だということですね。このアンケートをとら

れるに当たりまして、校区の課題を、校区の調整を希望する方々だけに限らず、広く児童・生徒と、それから保護者全体の問題として捉えておられた、そういうことについては評価をしたいと存じます。その上で伺いをいたします。保護者アンケートで校区の調整が必要とした中には、どのような意見があったのか。その内容について伺いをいたします。

杉本副議長 葛本教育部理事。

葛本教育部理事 校区の調整が必要と回答されました理由といたしましては、児童数が多いため、校区を小さくしたほうがよいといった意見。児童数が少ないため、校区を広くしたほうがよいという意見。居住地から通学距離が近い学校に通えるようにしてほしいといった意見がございました。なお、校区の調整が必要とされた意見のうち、自身の住む大字での校区の調整が必要という意見や、自身が住む大字以外での校区の調整が必要という意見もございました。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 もちろん、ご自身のお子さんに直接関わりがあるので、校区の調整が必要という切実な意見もあったろうというふうに思います。それ以外に、今お答えを伺いましたら、ご自身に直接関わり合いがあるわけではないけれども、一般論として、自身が住む大字以外での校区の調整が必要という意見もあった。これは貴重な意見だと存じます。

さて、以上のような保護者アンケートの結果を受けて開かれた学校運営協議会では、どのような議論が行われたのでしょうか。そして、その結果、どのような結論に達したのか、お答えを願います。

杉本副議長 葛本教育部理事。

葛本教育部理事 葛本でございます。

アンケート結果を受けまして、令和4年度の2学期に開催されました第2回学校運営協議会におきまして、保護者アンケートの結果等をご説明し、意見交換をしていただきました。委員の方からは、校区の調整は非常に難しい問題で、全員が納得のいく結論を導くのは難しいといったご意見や、校区を拡大して学年2学級編成となるようにすればどうか。また、同じ地区であっても、校区を個人の選択とすることはできないのかといったご意見や、アンケート結果からは、想定よりも校区の調整が必要であるとの回答が少なかったなどのご意見が出されましたが、運営協議会としては、おおむね、現段階では、現状の校区のままでよいと集約されました。これらの学校運営協議会の協議結果や、保護者アンケート調査結果を受け、校区の調整に関しまして、令和4年度の3学期に開催されました第3回学校運営協議会で、校区自体の見直しや変更は必要ないこと、今後、指定校変更の基準を改定することの確認をさせていただいたところでございます。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 校区自体の見直しや変更は必要がないということになったということですね。それから、今後、指定校変更の基準、こちらのほうを改定しましょうという確認をしたということでもあります。校区調整という課題につきましては、エリアによっては、ほとんど関係のない立場の方もいらっしゃるでしょうし、当事者として切実な要望を持っていらっしゃる方も、両方あると思いますけれども、学校運営協議会と保護者アンケートで特に少数者であったとして

も、当事者の声をきちんと拾い上げてくださったという点について評価をしたいと存じます。

さて、私は、4年前から一貫して、校区について市民の声を聞く場、あるいは市民同士で話し合いをする場所の設置の検討を主張してまいりました。このような場を設ける3つの意義について、これも私ずっと主張しておりましたので、これについても再確認をしておきたいと思えます。この3つの意義について、民主主義の話し合いの場というのは、民主主義の場ということで、大事なことだと私は考えておりますけれども、1つ目に、問題点を可視化する。どういうところに問題があるんだということを可視化するのが大事ではないか。そして、その上で、どういった論点があるのか、どういった意見があるのかということ徹底的に出し合う、話し合うということが大事であろうと。そして、それを踏まえた上で制度設計の方針を立てるということが大事だろうということを、これも言ってまいりました。以上は、これは私が1人で考えたものではなく、摂南大学法学部、現在准教授の増田知也さんが提唱された考え方であります。私はこれまで、増田さんの大学のゼミ生と共に校区の課題について勉強会を行っていた過程で、こういったことについて教わったということなのですが、ちなみに、増田さんのご専門は地方自治論であります。

このことに今回のことを当てはめると、まず、保護者アンケートなどによって問題点が可視化されたということです。それから、あと、学校運営協議会、こういった場でどんどん意見を出すことによって、論点とか意見、こういったものが出てきたということであります。そして、これらを勘案して、教育委員会として制度設計の方針を決められたということで、この点からも、教育委員会の丁寧な対応について評価をしたいと存じます。

先ほどのご答弁にありました、それでは、指定校変更の基準の改定についてまず伺いたいと思えます。校区を変更したり、通学可能な学校を指定したりするような対応について、私、ほかの自治体の例もいろいろと聞きますけれども、自治体によって事情は異なっております。なので、すぐに葛城市に当てはめられるものではないというふうに考えているものであります。そこで、文部科学省はこれについてどのような見解を示しているのでしょうか、お答え願います。

杉本副議長 葛本教育部理事。

葛本教育部理事 教育部、葛本でございます。お願いいたします。

文部科学省では、就学指定した学校を児童・生徒の状況等に応じて変更することに対して、次のような見解を示しております。市町村教育委員会は、設置する小学校または中学校が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校または中学校を指定することとされております。その際、あらかじめ各学校に通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定することが一般的です。保護者は、就学すべき学校の指定に従って、その子を就学させる義務を負いますが、いじめへの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活動等を理由とする場合のほか、市町村教育委員会が相当と認めるときは、保護者の申立てにより、市町村内の他の学校に指定を変更することができます。

同様の理由等により、保護者が他の市町村の学校に就学させようとする場合では、住所の存する市町村教育委員会との協議に基づき、他の市町村の教育委員会が受入れを承諾した場

合は、就学すべき学校を変更することが可能です。また、これに関連し、地方への一時的な移住や、2つの地域に居住するような場合も、教育上の影響等に留意しつつ、この区域外就学の手続を活用すれば、就学指定校と他市町村の学校との間を行き来することも可能です。なお、各市町村教育委員会においては、保護者が就学校の変更ができる場合の要件や手続を定め、公表しておくことが必要ですと示されているところでございます。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 今し方、文部科学省の見解をご答弁いただきましたけれども、それでは、葛城市では、文部科学省の見解に従って、具体的にどのように指定校変更の基準の改定を行うことを現時点で検討されているのでしょうか。

杉本副議長 葛本教育部理事。

葛本教育部理事 教育部、葛本でございます。お願いいたします。

指定校の変更につきましては、指定校以外の学校に就学を希望する場合には、葛城市教育委員会が定める審査基準により、学校を変更する理由が相当と認められ、変更先の学校、就学を希望する学校のことですが、の施設状況等に支障がない場合に、指定校以外の学校へ就学することを可能とするとして、現段階におきましては、新たな要件として、指定校よりも隣接校のほうが通学距離が近く、通学路に安全上特に問題がない場合や、指定校の変更により、通学していた小学校を卒業した児童が、当該小学校の卒業生が進学する中学校を希望する場合などを設けるよう検討しております。

以上です。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 新たな要件として2つ設けるよう検討されているということではありますが、これにつきましては、令和6年4月から実施される予定であるというふうに聞いておりますが、導入に当たっての具体的な方法や手順、そして、また、あと周知の方法などについてお伺いをいたします。

杉本副議長 葛本教育部理事。

葛本教育部理事 今後の予定につきましては、令和5年9月をめどに、指定校の変更について内容を精査、変更し、令和6年度からの実施に向けて調整していく予定です。それぞれの詳細が決まりましたら、市ホームページ等に掲載し、広く周知させていただく予定です。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 この制度が正しく市民に伝わるように、しっかりと周知を行っていただきますようお願いいたします。また、対象の保護者だけでなく、直接の保護者だけではなくて、広く市民にこのことにつきまして周知をしていただくようお願いいたします。というわけで、私が4年前から掲げ続けてきた課題、施設と児童数、そして、学年と児童数、そして、通学の負担等につきまして、このたびの教育委員会の対応によってどのような改善が見込まれるのか、簡単に私なりに述べておきたいと思っております。通学距離が短くなるので、ほかの校区の小学校に通わせたいとのご要望を、私が直接保護者ご本人から聞いている限りにおきましては、相対的に規模の大きい小学校から、相対的に規模の小さい小学校に通いたいという要望がほとんど

でありました。先ほどご答弁くださった、指定校よりも隣接校のほうが通学距離が近く、通学路に安全上特に問題がない場合という要件が新しく加わったことにより、そういった方々の希望に沿うことができるようになります。そういったケースでは、結果として、施設と児童数、学年と児童数、そして、通学の負担等の3つの課題が同時に解消される形になります。教育委員会のご判断により、このケースについては、諸課題を改善する方向になったということの評価したいというふうに存じます。

最後に、教育長にお伺いをいたします。まずは去年、3月議会での一般質問からの教育委員会の有言実行のご対応につきまして、感謝を申し上げたいと思います。私がこの質問を繰り返してきたそもそもの思いは、葛城市の子どもたちに、可能な限りにおいて、等しく上質な教育を受けてもらうための環境を与えたいというものであります。小学校には、それぞれ成り立ちの違いなどから、児童数や運動場の広さなどに違いがあるのは当然であります。しかし、近接する校区の小学校同士の教育環境の差を改善できる手段があるのに、それは個性であると切り捨てて、何ら対策を講じないのは違うというふうに私考えまして、繰り返し質問を行ってきたものであります。子どもたちの教育環境を最大限に引き出すということについて、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

杉本副議長 椿本教育長。

椿本教育長 教育環境を最大限に引き出すことについての考えということでございますので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、大前提として、全ての子どもたちの学びを保障するためには、家庭、地域及び関係機関との連携を図りながら、時代の要請に応える教育環境の整備、充実に努める必要があると考えています。また、学校を取り巻く環境、特にグローバル化や情報化、あるいは少子高齢化や都市構造の変化などによって大きく変化する中、現在及び将来の子どもたちにとって、より豊かな教育環境を創造することが求められていると思います。そのため1人1台タブレットをはじめとするICT機器の充実や、いじめ、不登校等の児童・生徒に寄り添った学びの場の確保など、教育環境の充実に図るとともに、開かれた学校から、地域と共にある学校へと変換し、学校を核とした地域との協働の取組等を通じた学校教育環境の整備を現在行っているところでございます。

今回の通学区域の調整の論議につきましても、教育環境を整える1つとして、指定校の変更の審査基準を見直し、通学区域制度を維持しつつも、児童・生徒の保護者のニーズに対応するための弾力的な運用であると考えているところです。今後とも、子どもたちの学びを支える教育環境の充実に向けて取り組んでいきたいと考えております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 今回の通学区域の調整の議論は、教育環境を整えるためのそういった論議の1つであったというふうなことであります。その課題の解決策として、児童・生徒や保護者のニーズに対応するために弾力的な運用を行っていただけるということでありまして、これについては評価をしたいと存じます。その上で、最後に、今後も葛城市内では、特に住宅開発などの社会増によって子どもの人口が増加する地域もありますし、中には、反対に減る地域もあるだろ

うというふうに思います。教育委員会におかれましては、今後も、必要に応じて調査をしていただいて、改善が求められるときには、今回のような制度の修正を検討していただきたいと存じます。私が直接保護者の方から聞いた声というのは聞いておりますが、それは、例えば、私の場合は、結構大規模校から小規模校に移りたいという声を私は直接聞いておるんですが、もっともっと広く見ると、そうでないご要望もされてる方もいらっしゃると思いますので、そういったことについても、今回で解決しない問題については、また検討もしていただきたいというふうに思います。

私がこの問題に取り組んできた背景には、阿古市長が当時から5万人チャレンジと銘打って、当分は人口増を目指す市政を行っておられること、現在も市内人口や児童数が微増傾向にあるというのが前提にあります。葛城市におかれましては、子育てと教育のまちという評価を更に高めて充実させていただくよう要望いたしまして、一つ目の質問を終了いたします。

続きまして、気象警報時の登校登園の判断についてお伺いをいたします。今月2日、登校、登園時刻の直後に大雨洪水警報が発令されたため、直ちに下校、降園の判断が下されました。たまたま警報のタイミングが登校、登園の直後であったために、小学校などに保護者の電話が殺到する混乱もあったように聞いております。ただし、警報に伴う下校、降園の判断について、少なくとも、私自身は、直接市民の苦情などは聞いておりません。下校、降園の判断については、適切であったというふうに私考えておりますので、今月2日の対応の可否について今回問う意図は全くないことを、冒頭くれぐれもお伝えはしておきたいと思っております。

今回の質問では、まずは、気象警報時の葛城市の休校、休園の判断基準についてお伺いをしたいと存じます。その上で、今後の気象の変化に備えて、例えば、翌日に気象警報が出ることが予想される際には、前日に保護者に、小・中学校や幼稚園、保育所、認定こども園などでの翌日に備えた対応を決定していただくということを要望するものであります。併せて、今、地球温暖化が原因であるとも言われている線状降水帯の発生など、日本の気候が変わってきています。今後、我が国における気象警報時の対応について、この質問をするに当たりまして、先日、保護者の方とも話し合ったことについて、最後に提言といいますか、そういったものをお願いというふうに思っております。

では、まず、教育委員会の管轄である小・中学校と幼稚園とにおける気象警報時の判断の基準と決定についてお尋ねをいたします。

杉本副議長 井上教育部長。

井上教育部長 教育部の井上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

小・中学校、幼稚園の休校の判断につきましては、奈良地方気象台が発表する気象警報に基づき、午前7時現在において葛城市に気象警報が発表されている場合となります。また、葛城市に警報が発表されていないが、隣接、近隣市町への警報発表により葛城市でも危険性が見込まれるときには、休校、休園とする場合がございます。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 今回の質問をするに当たりまして、他の自治体の例を幾つか調べてみましたが、葛城市同様の対応を取っておられるところがほとんどです。葛城市の場合は午前7時ですけれ

ども、あるいは午前6時に判断をしているというところ、この辺りが多かったように存じます。それでは、小・中学校と幼稚園の保護者への周知の仕方は、現在どのように行っていますでしょうか。

杉本副議長 井上教育部長。

井上教育部長 小・中学校におきましては、年度当初に、気象警報発表時・荒天時等の学校・園の対応についてという文書を保護者向け一斉連絡メールで配布するとともに、市ホームページ、学校などのホームページにおいて周知しております。また、このような事象が発生し、緊急に連絡が必要となった場合には、保護者向け一斉連絡メールにより周知を行っているところでございます。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 保護者向け一斉連絡メールなどを使って周知が行われているということは承知いたしました。では、気象警報などで下校を判断された場合の小学生の下校方法はどのようになっていますでしょうか。

杉本副議長 井上教育部長。

井上教育部長 小学校の緊急下校時の下校方法につきましては、全員保護者に迎えに来てもらう学校、事前に緊急時の引取りのアンケートなどを行いまして、部団下校させる児童と迎えにきてもらう児童を把握している学校などもございます。学校規模にもよりますので、各学校での下校方法につきましては、学校長の判断の下、実施していただいているところでございます。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 小学校の校区の広さ、それから、通学路の状況、また学校の規模もそれぞれ違いますので、各学校での下校方法については、それぞれの校長先生の判断の下に行われているということでもあります。下校判断時の中学生の下校方法について、次、中学生についてお伺いいたします。特に今回の気象警報時、自転車通学している遠方の生徒についてはどのように対応されたのでしょうか。

杉本副議長 井上教育部長。

井上教育部長 中学校の下校方法につきましても、学校長の判断の下、実施していただいているところでございます。その中でも、自転車で通学している生徒の下校方法につきましては、保護者に迎えにきてもらえる生徒につきましては、公衆電話などで連絡して迎えにきてもらい、迎えにこられない生徒については、自転車で帰宅をされました。中学校においても、教員が巡視を行い、特に大きな混乱もなく対応できたと聞いております。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 今回の気象警報時には、保護者に迎えにきてもらえる生徒については、迎えにきてもらえるような対応を取られたということでもあります。また、今、ご答弁によりますと、特に大きな混乱もなかったということにつきましては、何よりだというふうに存じます。

さて、葛城市内には、公立の保育所3園のほかに、新しくできた小規模保育所を含めると、5園の私立の保育園がありますけれども、私立の保育園の気象警報時の判断については、現在どのようにされているのでしょうか。

杉本副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 皆様、こんにちは。こども未来創造部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

私立の保育園につきましては、それぞれの園におきまして基準を定めて、運営いただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 私立の保育園につきましては、それぞれの園において判断されているということを承知いたしました。では、公立の保育所の気象警報時の判断の基準と決定についてはどのようなようになっていますでしょうか。

杉本副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 葛城市の公立保育所におきましては、公立保育所の防災危機管理マニュアルに基づき基準を定めております。まず、登所前の午前7時現在で、台風に係る警報が発令されている場合には、子どもの安全を第一に考えまして、家庭保育、いわゆる自宅待機の協力をお願いしております。また、予想される場合は、前日に保護者向け一斉連絡メールを利用しての配信や、保育所の掲示板で案内するなどの場合もございます。

次に、保育中の時間帯で台風に伴う警報発令時につきましては、同様に家庭保育の協力をお願いしており、その旨は保護者向け一斉連絡メールで連絡をさせていただいております。また、台風以外で警報が発令されている場合は、保育を実施しております。ただし、特別警報が午前7時現在に発令された場合は臨時休園とし、保育中の場合は、保護者向け一斉連絡メールで配信するとともに、安全な部屋に避難する、または決められた避難所に避難するなど、直ちに命を守る行動をとることとしております。そのほか避難情報が発令されたとき、また、地震による基準も定めております。よろしくお願いいたします。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 ありがとうございます。では、そういった基準が事細かくあるということを承知いたしました。では、公立保育所の保護者への周知方法についてはいかがでしょうか。

杉本副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 葛城市立公立保育所におきましては、まず、年度の始まりに保護者の方に向けまして、気象警報発表時・荒天時及び大規模地震発生時の保育所の対応についてという文書を配布しております。また、事象が発生し、緊急に連絡が必要と判断したときには、保護者向け一斉連絡メールを利用いたしまして、周知を行っております。

以上です。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 先ほど幼稚園の対応について伺いました。それから、今度保育所について伺いました。それで素朴な疑問になってくるわけですが、次に、葛城市における公立の認定こども園ございますけれども、今、こちらは幼保連携型ですので、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプでありますけれども、認定こども園の気象警報時の判断の基準と決定についてはどのようなようになっていますか

しょうか。

杉本副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 葛城市立の公立の認定こども園におきましては、幼稚園部分の1号認定児につきましては、葛城市立幼稚園と同様の対応を取っております。次に、保育所部分の2号認定児につきましては、葛城市立保育所と同じ対応を行っております。

以上です。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 では、公立の認定こども園の保護者への周知方法についてはどのようになっていますでしょうか。

杉本副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 葛城市立認定こども園におきましても、まず年度の始まりに、保護者の方に異常気象時の対応についてという文書を配布しております。同様に、また、事象が発生し、緊急に連絡が必要と判断したときは、保護者向け一斉連絡メールを利用して周知を行っております。よろしくお願ひします。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 今し方、伺いました、小・中学校、幼稚園、公立の保育園、認定こども園とも、保護者向け一斉連絡メールを活用して周知を行っておられるということでもあります。以上を前提として、今月2日の大雨洪水警報の発令による下校、降園の判断時の状況についてお伺いをいたします。警報のタイミングが、今回たまたま登校、登園の直後に警報が出てしまったということでありましたので、市内のとある小学校では、保護者の電話が殺到する混乱もあったというふうに保護者から聞いておりますけれども、ただし、冒頭申しましたように、警報発令に伴う下校、降園の判断のタイミングにつきましては、たまたま警報発令のタイミングが、不運といいますか、悪かったということで、この判断につきましては、私は適切であったと考えております。その上で当時の状況をお聞かせ願ひたいと存じます。

杉本副議長 井上教育部長。

井上教育部長 6月2日の大雨警報の発表につきましては、児童・生徒が通学途中の午前8時14分に発令されたということもありまして、児童・生徒や保護者の方々においては、非常に困惑され、ご迷惑をおかけいたしました。教育委員会といたしましては、幼稚園については直ちに休園とし、小・中学校においては、登校している児童・生徒が大多数であったため、今後の降雨状況を勘案し、午前8時40分に各学校に対して、午前9時30分をめぐりに下校の指示を出しました。

以上でございます。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 近隣の自治体の対応で、これは参考になるであろうという例を議員の方から伺ったんですが、そういった例を聞いております。樫原市では、6月2日に間違いなく気象警報が出るであろうと、前日の1日に予想されていたということだそうでした。その時点では、警報発令のタイミングが午後と予想されていたので、樫原市の教育長のご判断で、2日の午後からは

休校、休園にすると決定をされていまして。そして、前日のうちに保護者に周知されていたそうであります。それにより、保護者は午前中で生徒、児童、園児らが、午前が済んだら帰ってくるというふうにあらかじめ心積もりされておりましたので、比較的スムーズに下校、降園がなされたようであります。また、小学校では、午前中に保護者が自宅に戻ってこれない、そのために帰宅しても家に入れない児童につきましては、保護者が迎えにくるまで学校で待機してもらおうという措置も併せて取ったということでもあります。

この話をする中で、葛城市内での対応も聞いたところ、警報発令の前日から事前に準備をしていたために対応がスムーズにいったという小学校も葛城市内にあったというふうに伺いましたけれども、このことについてもお聞かせ願いたいと存じます。

杉本副議長 井上教育部長。

井上教育部長 今回の事象におきまして、事前に緊急事態での児童の引取り訓練、アンケートを実施している学校におきましては、警報前に各家庭に一斉メールを配信し、今後の対応などを連絡していたために、特に混乱もなかったと伺っております。また、今回の事象を受けて、各学校での課題や今後の対応については、臨時校長会を開き、各学校で検討するよう指示をしているところでございます。教育委員会といたしましても、今後このようなことが起こっても、児童・生徒や保護者に不安を与えないような体制整備を確立していきたいと考えております。

以上でございます。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 今回の事象を受けまして、葛城市内の各学校によっては、対応がまちまちであった部分もあったであろうというふうに思います。それにつきましては、校区のほとんどが平地の校区の学校もありましたら、山麓地域が多い学校もあつたりしますので、対応を、学校区内、葛城市内一律に定めていいのかどうかということについては分からないので、これはまた私も今後の研究課題にしたいと思っておりますけれども、いずれにしても、今後の対応について、既に臨時校長会を開いて各学校で検討するよう指示されていると、早速やっただきっているということでもあります。その際、市内の学校でうまくいった事例を、ぜひとも他校でも、もちろん情報共有をして、取り入れられるところは取り入れていただきたいということと併せて、ほかの自治体の今回の対応でいい例も積極的に研究をして、取り入れていただきますようお願いをするものであります。

最後に、これはすぐにお答えにはなりにくいと思うので、ここでは一応提言とした上で、今後の検討または研究をお願いしたいというふうに思うものが1つあります。これは何かといいますと、今、異常気象の中で、線状降水帯の発生の増加など、気象の変化が、今もそうですけれども、今後更に激しいものになるのではないかとというふうに私は危惧をしているのであります。そこで、現在、台風接近時などに、鉄道などの公共交通機関で行われ始めたのが計画運休というものでありますけれども、今回のような気象警報が発令される前の段階で計画的に、例えば、今回、本当に登校して、ああというときにばんと警報が出てしまったんですが、その前に休校というふうなことができないものかどうかということ、結構保護者

の方からも言われまして、それで、もちろん、計画運休というのは台風を基にやっていますので、それと線状降水帯と発生の形態も違うので一概に言えないところでありますが、これがうまくいけば、まず1つは、今回の場合、子どもたちの安全確保につながるということと、それから、もう一つは、電話がかかって大変という現場の教職員の皆さんの負担軽減につながるのではないかと、子どもたちの安全確保と警報発令当日の現場の教職員の負担軽減、この2つを理由にして、今後の研究材料にしてもらえないだろうかということをお願いするものであります。これ、実際に、原則を超える判断を迫られるということですので、実際かなり、正直言って、聞いているほうも難しいだろうなと思って聞いているんですが、それでも、研究の余地はあるのではないかと、思うんですけども、これについて、教育長、いかがお考えでしょうか。

杉本副議長 椿本教育長。

椿本教育長 警報発表前に休園、休校の判断ができないかということでございますけれども、先ほど部長の答弁にもありましたように、年度当初に保護者に配布している気象警報発令時の対応の文書にも一文書かせていただいているんですけども、葛城市に警報が発表されていないが、近隣市町への警報発表により葛城市でも危険性が見込まれるときには、休校、休園をする場合がありますというふうに書かせていただいております。ただ、教育委員会で気象警報発表前に休校することは、文章的には想定はしておるんですけども、実際、近年の豪雨などの異常気象、そして、あるいは、特に学校運営上の課題、給食の実施等、それらの課題も考えますと、発表前の休校の判断というのは非常に難しいというふうには考えております。ただ、議員お述べのように、子どもたちの安全を最優先に考えた中で、今後しっかりと考え、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

杉本副議長 吉村議員。

吉村議員 今、教育長がおっしゃったように、本当に難しいと思います。例えば、これ、危険だと、子どもたちの安全を守るためにと思って休校にした途端に、急に空が晴れ上がって、もう給食を用意していたのにどうなったと、なると、これもまた大変なことだろうと思いますので、これは大変難しいことであると思いますけれども、また、こういったことが、他の自治体でそういった判断がよかったという事例も出てくるかもしれませんので、これについては研究をお願いしたいと思います。

さて、今、教育長にお伺いをしたわけですが、市長におかれましては、葛城市の消防団屯所の建替えとか、ため池の治水機能の強化、ずっとやってこられました。今年度から、ゲリラ豪雨など水害対策として簡易設置型止水板の整備、これは6月2日の大雨で早速活用されたようでありまして、防災対策に力を入れてこられたということにつきましては、これは評価するものであります。

先ほど教育長に申し上げたんですけども、これ、教育部局だけでもなかなか難しい課題だと思います。教育委員会に限らず、例えば認定こども園は市長部局だろうと思いますので、市長部局でも今後の研究材料にさせていただく、アンテナを高く上げていただくということ

要望いたしまして、この質問を終了したいと存じます。今回も丁寧なご答弁をいただきまして誠にありがとうございました。

杉本副議長 吉村始議員の発言を終結いたします。

次に、11番、川村優子議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

11番、川村優子議員。

川村議員 皆様、こんにちは。川村優子でございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。集中力が欠けてくる、お疲れな時間でございます。大きく深呼吸をしていただきまして、酸素をいっぱい取り込んで聞いていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

私の質問内容は、今回は、葛城市における自治体デジタルトランスフォーメーション、DXというんですが、自治体DXの推進への取組についてお尋ねさせていただきます。これよりは質問席にてさせていただきます。

杉本副議長 川村議員。

川村議員 それでは始めさせていただきます。

現在の自治体を取り巻く環境は、非常に課題が山積いたしまして、その中でも、特に自治体運営にとって最も大きな影響を与えるのは人口減少、先ほど吉村議員は、人口が増加した状況の今の葛城市における課題、そういったことをご質問なさいましたけれども、私は、これから必ず葛城市においても心配な要素であります人口減少はいずれか起こってくるだろうという状況の中で、人口減少に伴う税収が非常に減っていくであろうという、そして税収が大きく減ることによって職員の定数も減らしていかなければならない。そういった状況を鑑みて質問をさせていただきます内容は、これからの葛城市のデジタルを使って事務を行っていくという、そういった、職員数が減ってもやっつけていけるというような取組が国からも降りてきている状況の中で、これからどんな形で進めていくかということをご質問させていただきます。

今、葛城市は人口微増の自治体でございますけれども、必ず、遠い将来、そういったときがやってくるということも想定した中で、その計画はどうなっているのかということでございます。住民の数が減っても、また全体の事務量が、人口が減ったからといっても事務量は変わらない。非常に多岐にわたって職員の皆様はご苦勞をいただいているということ、このことにも日々感謝の中で、これから効率化を求めていくという段階でどうすればよいかということでございます。デジタルを活用した新たな取組は、住民の皆様のご協力、そして理解をとって、有効なサービスに進化させていかなければならないということでございます。国におきましては、令和2年、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画が策定されて、策定後、新たにデジタル田園都市国家構想を掲げ、令和4年6月には、デジタル社会の実現に向けた重点計画、また、デジタル田園都市国家構想基本方針などが閣議決定をされました。政府としての方針が示され、これを踏まえ、同年9月には、改めて改定をされた自治体DXの推進計画が出来上がりました。住民に身近な行政を担う市町村の役割が非常に重要であるとされまして、住民とその意義を共有しながら進めていくことが重要であるとさ

れています。その重点取組の事項といたしまして、自治体の情報システムの標準化や共通化、そして、皆様ご存じのように、マイナンバーカードの普及促進、そして行政手続のオンライン化、それから、AIやRPAの利用を促進させていく。そしてテレワークを推進していく。そして、その中でもセキュリティ対策を徹底させていかなければならない。こんなことを挙げています。

そこでまず、今申し上げました取組の1つであります、マイナンバーカードの普及促進のことでございます。これは国からのシステムを使いまして、今、葛城市の庁舎内でもいろいろな作業をしていただいて数年が経っておりますが、その普及状況もよくなっているということを知っております。国全体で今回マイナンバーカードの健康保険証や公金受取口座、またマイナポイントの各登録が誤登録になっている。こんな事象を今、皆さんも報道でよくご存じのように、騒がれておりますけれども、まず冒頭に、葛城市は今どのような状況になっているのかということをお尋ねさせていただきます。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

今回、川村議員ご質問の、マイナンバーカードへの健康保険証、公金受取口座及びマイナポイントの各登録が誤登録となっている事象については、登録手続の際に、専用端末での操作を何らかの理由で途中で中断され、その後、別の方が登録手続を始める際に、その専用端末において、前の方の情報が残ったままログアウトをしなかったことが主な理由とされております。各登録における市の支援といたしましては、登録手続の操作の際には、必ず市の職員が市民の方に登録手続が完了するまで付き添って、専用端末の操作を支援させていただいております。登録手続を始める際は、専用端末がログアウトになっているかを確認し、また、手続の最中や完了後に、健康保険証、公金受取口座、マイナポイントの各登録内容を市民の方に確認いただきながら支援を実施しておりますので、市における支援では、誤登録はないと考えております。

なお、市の支援以外にも、スマートフォン等を用いて市民の方が自分で登録していただくこともできますし、マイナポイント手続スポットとして、携帯電話ショップや郵便局でも登録の支援を実施しているところもございます。そのような点からも、市で全ての状況を把握することは難しいと考えております。

杉本副議長 川村議員。

川村議員 今、ご答弁で、葛城市の役所内で手続された方は、誤入力はないとしていると。丁寧な手続で確認作業をしていただいたということで安心をいたしましたけれども、市役所外での誤登録がないかというところについては調べることができないということで、誤登録がないことを祈っております。また、こんなことも今、市民の方から私もご意見を聞いてるわけですが、病院に行きまして、マイナンバーカードの読取機でカードをかざすわけなんですけど、そのときに読み取れないんですと。また元の持つてる保険証を出して手続をしなければならないような事象が起こってるというんですね。それはどういうことになっているのかという原因の究明は、なかなか市役所内の方に聞いても分からないんですが、分からないというまま

では市民はもっと不安なわけなんです。こういった誤入力の報道がありますと、使えないということは、私のデータはどうなってるんだろうという、そういった不安は必ず持って、市役所内にお問合わせはあると思いますが、私もお願いをしておきたいことは、そういったお問合わせがあったときに、今、読取機がいろんなところで出回ってるんですけども、こういった事象が出てくるのかということ、ある程度情報として、職員の皆様はその辺の究明をしていただいて、こういうことが考えられるけれども、では、その方はどうすればいいのかということら辺は、しっかりと市民の方に指導していただかなければ、放置して、もう私使わないわという形になってしまいます。そうしたら、せっかく作ったマイナンバーカードがこれからどんな形で普及していくかというところが一旦遮断されるような形になりますので、できたら、そういった丁寧な、不安解消も含めて、対応をしていただかねばならない時期かなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本市における自治体DXの推進計画、またその体制、それを改めてお伺いしていきたいと思います。今、それに基づく計画、体制、そして、デジタル原則に基づく条例などはどのようになっているかということをお尋ねいたします。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。

現在、情報推進課を中心に、DXの推進体制の構築や、検討中である自治体の情報システムの標準化・共通化、また、住民サービスを向上する上で今後取り組むべき事項の洗い出しを行っているところです。なお、葛城市では、デジタル原則に基づく条例などについては策定できておりません。奈良県においては、令和4年4月に奈良デジタル戦略を策定され、令和5年4月1日には、地域デジタル社会の構築により県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展を図る条例の制定をされております。そういった内容や国の今後の動向も考慮しながら、今後、葛城市のDX推進計画の策定の準備を進めていきたいと考えております。

杉本副議長 川村議員。

川村議員 葛城市のDXの推進計画というのは、これからやっという、本当にこれからスタートを切っていくわけですけども、でも現在、こんな改めて枠組みをつくる前から、市内においては、いろんなデジタルを使ったサービスを少しずつ、そういう仕組みをつくっていただいて、住民の皆様にご利用いただいているという事例がいろいろあると思います。その事務手続も含めまして、ご紹介をいただきたいというふうに思います。今どんなところで、そういった自治体のDXの推進を少しずつ進めているかという現状について、その中で必ず課題となるところは、そういったデジタルに精通した人材をどのように今配置されて、どのようにこれからデジタル人材ということについてどんな考えをお持ちなのかということをお尋ねいたします。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

令和3年7月15日付で、総務省より自治体DX全体手順書が示され、自治体のDXの推進を一層加速させる流れとなっているところでございます。葛城市では、こうしたDX推進の

流れに沿って、国の重点取組事項である、自治体の行政手続のオンライン化、市民の利便性の向上というところでは、窓口申請手数料のキャッシュレス化を図る電子決済の導入、県のe古都ならの運用によるWeb施設予約及び電子申請、各種証明書等のスマホを使ったオンライン申請、電子入札システムの導入などについて取り組んでまいりました。また、市役所内部における業務の効率化というところでは、ペーパーレス会議システム、電子決裁システム、HDコムを利用したリモート会議システムの導入やAI・RPAの利用促進など、業務の効率化を図るとともに、窓口でのマイナンバーカードの普及促進やテレワークの推進などに取り組んでおります。

デジタル人材の活用につきましては、DX推進担当部門や情報政策担当部門などに配置される職員には、一般職員よりも高度なデジタル技術等の知識、能力、経験等を求められることが考えられます。現在、葛城市では、民間企業、リコージャパンから人材を受け入れております。そのような民間の人材も活用しながら、DXの推進を進めていきたいと考えております。

杉本副議長 川村議員。

川村議員 今ご答弁いただきまして、既に情報推進課というところで、情報推進に対する心臓部でありますけれども、非常に精通された方がいろいろと一生懸命、毎日取り組んでいただいているということも私も聞いております。その流れに沿って、民間でリコージャパンからも人材をせっかく受けていらっしゃると思いますので、そういったノウハウをしっかりと行政に取り入れていただくということ、人材活用していただきたいということを希望いたします。各部局で既に導入されてる所管のそういった業務システムの事例をお聞きしたいと思います。まず最初に、私、特に今回、高齢者向けにどのような形になってるかということをお聞きしたいので、高齢者の部局について、その対応についてお聞かせいただきたいと思います。

杉本副議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 高齢者への対応ということですので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、高齢者への対応といたしまして、高齢者が直接使うのではなく、データを活用したアプローチを行っております。令和4年度より、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に係る基本的な方針を作成しまして、保険課の後期高齢者医療及び国民健康保険の担当、それと地域包括支援課の介護及び地域包括ケアの担当、それと健康増進課の健康づくり担当が連携し、一体的な事業実施を推進するために、KDBといいます国保連合会のデータベースと、健診、医療、介護のデジタルデータを連携することで、関係部署を横断しての地域の健康課題の分析、そして対象者の把握を行い、高齢者の保健事業と介護予防等に効果的な事業展開ができるよう活用させていただいております。

以上でございます。

杉本副議長 川村議員。

川村議員 それでは、続いて、今、若い人たちは、非常にそういったノウハウの高い、若年層が求めているデジタル化ということで、この対象部局はどんなことをされてるのかということをお尋ねいたします。

杉本副議長 中井こども未来創造部長。

中井こども未来創造部長 こども未来創造部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

こども未来創造部のこども未来課におきましては、公立保育所・認定こども園につきましては、保護者と保育所・こども園との連絡ツールといたしまして、保護者向け一斉連絡メールシステムを利用して必要な情報を共有しております。また、認定こども園につきましては、公立の幼稚園と同様に、お子様の欠席に係る連絡についても利用しております、その時間帯に職員の電話対応に係る時間を削減することができております。

次に、子育て支援課につきましては、子育て支援センターで行っています季節ごとのイベントやその他の事業につきまして、ホームページでの予約フォームと電話での受付をしております。例えば、来月7月8日に行う予定のお楽しみのつどい、ミニミニ夏祭りという事業につきましては、300名定員のところ、受付開始の2日目に定員に達する申込みがございました。こちらの中で、電話での受付は20件程度となっております。予約フォームを利用することによりまして、申込者の方については、お待ちいただくことなく申込みができ、また電話対応に係る職員の負担も軽減されたと思っております。

最後に、こども・若者サポートセンターでは、教育委員会と協働いたしまして、令和3年度にAI相談システムを構築いたしまして、令和4年度から本格運用をしております。GIGAスクール構想により導入された小学生と中学生のコンピューター端末やタブレットに今日のスタートを入れ、毎日の気持ちの変化を確認できるようにしております。また、中学生には、蓮花のAI相談室を入れまして、毎週の日記を書いたり、SNS相談に対応しております。

以上となっております。

杉本副議長 葛本教育部理事。

葛本教育部理事 教育部、葛本でございます。よろしくお願いいたします。

小・中学校、幼稚園におきましては、保護者向け一斉連絡メールを利用し、保護者向けの文書等を配布しております。また、この一斉連絡メールには、児童・生徒・園児の欠席連絡機能もあり、このツールを活用することで、保護者からの電話による欠席連絡が不要になり、保護者、学校の双方にとり、電話対応の時間と手間が削減されている状況でございます。

以上です。

杉本副議長 川村議員。

川村議員 一度に聞いていきたいと思えます。続いて、地域とコミュニケーションが非常にとりにくいような状況の方、例えば、ひきこもっていらっしゃる方とか、不登校の方に対する対応については、どのようにされてるのでしょうか。

杉本副議長 葛本教育部理事。

葛本教育部理事 小・中学校におけます不登校への支援につきましては、これまでのふたかみ教室に加えまして、令和5年度より、新たに不登校児童・生徒のためのI r o o mを設置し、運用しているところでございます。不登校の子どもたちの中でも、学校に来ることができる子はI r o o mへ、学校には来られないが、外には出ることができる子はふたかみ教室での

支援をしているところです。ただし、家から外に出ることができない子どもたちへの支援策として、GIGAスクール構想による1人1台端末を活用し、バーチャル教室を活用した支援ができるか否かを現在検討しているところでございます。

杉本副議長 川村議員。

川村議員 続いてのご答弁ありがとうございます。非常にいろいろと各部局において工夫を凝らしながら、また、住民の声を聞きながら、少しずつ確立されていったのではないかというふうな、私の思いでございますけれども、これから更に質を高めていくということ、また、それについてのデメリットについても検証もしなければいけないということですが、今のところ、非常にスムーズに、いろんな事務事業の中でされてるのだなというふうに思っております。

高齢者の方は、一人一人の訪問とかやるということはもちろん大事なことでございますけれども、まず情報についてしっかりと共有していくと。横の関係、元気で生き生きと暮らせるという、健康寿命を延ばすという域、それから、介護の中の域、そういったことは、やはりこれから一人一人、ひとり暮らしの方も非常に多くなってまいりましたので、高齢化が進む中で、こういったデジタルを使って、できるだけその人に対面する時間をうまく取るために、そういったデジタルを使っていくと。これはもう非常にこれから大事なことであるというふうに思います。

子育ての、先ほども吉村議員が、一斉メールのことで非常に質問が多かったんですが、各保育所、それから幼稚園、そして学校、いろんなところで、今まででしたら連絡網というような、クラスで連絡網を作って電話で回していたというのが、今は一斉メールで時間のずれがなく届いてくるというシステムも、非常に利便性の高いやり方だなと。忙しい世の中での一番ありがたいツールだなというふうに思わせていただいております。

また、これからの課題だと思いますけれども、コミュニケーションのとりにくい方というのは、できたら情報はつかみたいと思ってるというのは、私はよく聞くんですけども、不登校になった人ほど、周りでどんなことしてるのかなというのはいつも気になるんだと。でも、なかなか自分の体が動いてこないという現状の中で、やはり周りではどんなことしてるということを、自分の目や耳にすることが非常に大事なことであるので、ひとつ、これから研究を重ねていただいて、いい方法で運用をしていただきたいということを願っております。

今回、子育てのお母さんに、私も非常によくいろんな会話をするんですけども、まだどんなことをしてほしいと。今の現状でもとても満足はしていただけてるんですけども、できないということを、私、今、自分では分からないので、どんな声があるかだけ聞いていただきたいと思っております。それは、子どもの相談窓口を、時間外でも相談できる体制というのは、今、AIも使ってと言われましたけども、LINEで相談窓口をすることが可能なかどうか分かりませんが、非常に一番手近にある情報ツールの中で、LINEでそんな相談できないのかなと。昼夜問わず、思ったときに時間外でも相談できる体制が欲しいなといったご意見。それから、教育分野では、中学校でお休みされていきますと、授業が遅れる

ということは、皆さん、やっぱり生徒も分かってるんです。授業が遅れるということに対して、何か授業をライブ配信みたいな、していただけたらなとかいうような声もあります。それから、実際には生徒が一番の対象者ですけども、保護者の方が、お仕事されて、帰ってきてから、じっくりと落ち着いて、家に戻られて、そんな相談をしたいんだけども、なかなか時間内のそういった相談窓口に行けない、出向けないので、そういった、先ほどの、時間外でも相談できる窓口を、保護者の相談としても受けてほしい。こういった声がたくさんあります。こういったことを、多くのリクエストに対応できる、これからDXを進めるということに対して、効果が出ることを期待しておりますので、今、どうしてくれというようなことは言いませんが、こういったご意見が反映できるような形、仕組みづくりをぜひとも考えていただきたいということをお願いしておきます。

今回、當麻庁舎の除却に伴いまして、當麻庁舎の総合窓口課が出来上がりました。時間もたちまして、住民の方も、高齢者の方は特に、そんな画面見て相談なんかできるのかというような声が、やっぱり最初は多々あったんです。ただ、今どんな状況かということをしてきたら教えていただきたいと思います。

杉本副議長 前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部の前村でございます。よろしく願いいたします。

令和4年1月から執務をさせていただいております當麻庁舎の総合窓口課では、来庁者のご用件により、総合窓口課対応よりも直接、担当課が対応するほうがより納得いただけると判断した場合、テレビ電話で新庄庁舎の担当課の職員と直接会話いただけるよう、3つのタイプのリモート窓口ブースを設けさせていただいております。1つ目は、椅子におかけいただいて受け付けますローカウンターでございます。ここでは、全ての座席にリモート端末と書画カメラ、マイクスピーカーを設置し、手続の際、来庁者と新庄庁舎の担当課職員が顔を見ながら会話をし、総合窓口課にしながら、新庄庁舎の専門・担当課職員に相談・手続を行っていただくことができます。書画カメラもございますので、お持ちの書類も確認可能となっております。

2つ目として、他の人に聞かれたくない内容、プライバシーに配慮を要するような相談や手続には、防音機能付のボックス型リモートブースを設け、プライバシー情報も安心して相談いただけるようになっております。

最後3つ目として、平常時はおむつ替えや授乳等にもご利用いただいております多目的室は、車椅子ご利用の場合や、複数人でのご来庁時に個室のリモートブースに代えて使用できる機能を備えており、介助者や総合窓口課職員が同席して相談・手続を行っていただくことも可能となっております。

以上3つ、いずれの場合も、まずは総合窓口課職員が来庁者のご用件をお伺いし、リモートの案内を行うとともに、新庄庁舎担当課へリモート接続を行い、ご要望に応じて同席もさせていただきます、ご相談、申請の支援を行わせていただいております。

杉本副議長 川村議員。

川村議員 心配をしていた総合窓口ですけども、実際稼働していかれまして、非常に懇切丁寧に、手

取り足取りやっただけということの評価もいただいております。トラブルもなく、こうしてこられたということは、非常に喜ばしいことであると。私、書画カメラというのはすごく感激しましたけども、やっぱり書類持って、こんなのですというときに、直接目視するのを、きちとちゃんとリモートで運ぶシステムがあるというのは、非常に素晴らしいというふうに思っております。もちろん、総合窓口での行政手続に来られるんですけども、例えば、図書館とかほかの教育施設については、今、利便性を高めるためにどんな工夫をされているのかということをご紹介できますか。お願いします。

杉本副議長 葛本教育部理事。

葛本教育部理事 教育委員会で所管しております施設は、幅広い年齢層の皆様に、様々な学びを求めご利用いただいております。社会教育施設で提供させていただいているサービスのうち、今回のご質問には、かつらぎ電子図書館、e 古都ならを使った施設の空き状況の照会と仮予約、マイナンバーと連動している図書利用券等が該当するかと考えます。かつらぎ電子図書館は、感染症や災害等の発生に影響されることのない市民の読書環境を維持するとともに、地域的、身体的に図書館への来館が困難な市民が、自由に情報にアクセスできる環境を構築し、全ての葛城市民に読書の機会を提供することを目的に、令和2年度から導入しているサービスでございます。

次に、e 古都ならを使った施設の空き状況の照会と仮予約についてでございますが、e 古都ならと申しますのは、正式名称を奈良電子自治体共同運営ポータルサイトといい、葛城市の社会教育施設及び体育施設では、このシステムを用いまして空き状況の照会や仮予約をすることができるものです。マイナンバーと図書利用券の連動につきましては、平成28年4月から運用化しているサービスでございます。図書利用券とマイナンバーカードという2つの機能を、マイナンバーカードに図書利用券の機能を持たせることにより、マイナンバーカードのみで図書資料を借りる等のサービスを受けていただけるというものでございます。

杉本副議長 川村議員。

川村議員 非常に利便性も高く、電子図書館なんていうのは、非常に図書館に行けない方なんかの利用が高いし、これから非常に利用が高くなっていくというふうに私も思いますし、今、図書館がちゃんと来るかどうかというところは、競争性もありますので、なかなか大変な部分かもしれないけれども、できるだけ迅速に、市民が思う図書館が借りられるようなシステムを構築していただきたいとお願いをしておきます。

本当に、今、ご答弁の中で、私が予想してるよりもずっといろいろと進んでるなど。そういったデジタルを使って、なかなか、それは個別に自分が関わるところ以外、あまり感じないんですけども、先ほど保健福祉部長から、高齢者に向けての保健事業とか介護事業を言われたんですが、私は、高齢者が自らデジタルが使えるように、実践をしていただけるようなことが大事なのと違うかなと思うんです。本当に、デジタル・ディバイド対策ということで、非常に難しい言い方ですけども、インターネットの恩恵を受けることができる人とできない人という、格差というのがデジタル・ディバイドというんですけども、その格差をぜひとも縮めていかないと駄目だと思います。かつては、携帯電話は、高齢者は、もうそんなん持

たれへんと言ってたけど、今は持って、ばんばんコミュニケーションをとってはります。LINEなんかも、孫とLINEをしたり、こういった情報の通信機器を上手に使っていただけるような環境づくりというのが一番大事だと思います。

先日、市民の高齢者の方が、LINEで市の情報が見れるということを知らなかったと。防災行政無線で放送があった途端にちゃんとLINEにぱっと入ると。LINEの音が鳴るわけです。それを知って、こんなんやったら、そのときに放送聞けなくてもいつでも見れると。こういう画期的なことを、難しい手続によってするのかといたら、いや、簡単やねんと。そんなことを知らないで、今言うように、格差の、ついていけない人の中の部類に入るといことはよくないと思います。それで、市役所の総合窓口で1回聞いてみたらと、私も教えてあげるあれがあったんですが、聞いてみたらどうですかと言ったんです。そうしたら、當麻庁舎の総合窓口課に行かれて、どうしたらいいんですかと聞かれたら、本当、懇切丁寧に対応していただいて、ご機嫌で帰ってこられました。それでもう、議会中継を聞きたいということで、お気に入りに入れといたろうと言われたので、そこに行って、ずっとこれから議会見ますわと。今までは、いつも議会中継なんか見たことないのに、見ることができた。

こんなことが一番、私は、DXの推進に、第一歩どころか、どんどんこれが広がって行って、高齢者の方がグラウンドゴルフに行って、こんなんあつてんよと行って、要するに、それを広めていく場所があるわけです。そうしたら、それがどんどん広がっていく。でも、分からなかったら、役所に聞いていくと。役所に行ったら教えてくれると。難しいことは、私、専門的なことを聞かれたら、それはそれで、そういった精通された方に聞いていただくことになるかもしれませんが、簡単な操作を、職員の方がそういった窓口で教えてあげていただきたいなど。こんなんが、常時行ったら教えてくれるよという空気にしていただきたいんです。そうしたらもっと広がると思うので、手間やなど思わないで、そんなに難しいことではなかったら、高齢者の方が役所に行ったら、教えてもらえる窓口があるよというところをつくらただけいたら、これはどんどん推進していく。それはデジタル・ディバイド、格差をつくらないために、まずうちの葛城市としてそんなことをやってるよということが、そんなに予算もかかるものでもないやろうし、アクション一つでできるのではないかと。そして、住民にやさしいDXの推進になるのではないかとというふうに私は思います。

本当に住民の利用促進があつてこそ、DXのそういった進め方というのは、両立していけてこそ確立していけるものだと思います。本当にこの対策について行政のお考えを一度聞かせていただきたい。私はもっと簡単な形で言ってるんですけども、実際にその対策というのは難しいものなのかどうかというところのご見解を聞かせていただきたいと思います。

杉本副議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

行政がDXの推進を行う上で大切なことは、システム面の整備だけではなく、組織としての推進体制をどう整備していくかということであると考えます。また、DX推進の施策の中で特に大切なものとして、デジタル・ディバイドを解消し、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、誰一人取り

残されない、人に優しいデジタル化という考え方を取り入れて進めることがあります。

葛城市では、60歳以上の高齢者の方を対象としたスマホ講座やタブレット講座などを実施しておりますが、これらも引き続き実施するとともに、現在行っているマイナンバーカードの申請やマイナポイントの申請手続についても、人の配置を行って、自分でできない方の支援を行っております。デジタル化に伴う行政手続の支援として、特に高齢者の方が行政手続のデジタルサービスを活用していく上で、どこの施設でどのように支援を行うことができるのかという点については、総合窓口課的な支援がよいのか、あるいは高齢者福祉施設のような人が集まる場所での支援がよいのか、更に研究が必要になると考えております。

杉本副議長 川村議員。

川村議員 前向きなご答弁で、ありがとうございます。高齢者に限らず、あらゆる市民の皆様が、市民窓口またはそういった情報通信機器について相談しやすい体制と、それとマイナンバーカードをこれからどのような形で利用促進していくかという、全ての不安は払拭して使いこなしていく、仏壇にしまっとくねんという人もいてはるんです。何のためにマイナンバーカードを作ったか分からへんから、もうそんなしまわないで、活用していただく方法を教えてあげていただきたいというふうに思います。これからも、スマホになっていく時代にも入っていきますので、ぜひとも、これ、スマホを持ってたら何でもできるよ、何でも勉強もできるよというような、そういった空気づくりをまずしていただいて、難しいDX推進ではなくて、そういうところから、住民と共に進んでいくという形にしていきたいというふうに思います。また、子育て世代には、更なるDXの推進、本当にメリットは多くあると思うんです。ただ、様々なニーズに即応えるためには、まずいろんなセキュリティ、そこの個人情報なんかの問題はあります。そこについては、なかなか我々も難しい部分ですので、しっかりとその取組ができるか、できないかというところら辺は、ちゃんと整理をしていただきまして、やっていただきたい。特に教育現場、また先ほど言いましたGIGAスクール構想の中で、教育分野において、まず教育長、デジタル化をこれからどのようにつくり上げていかれるかということで、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

杉本副議長 椿本教育長。

椿本教育長 教育DXとは、デジタル技術を用いて教育現場をよりよく変革することと認識しているところでございます。本市においては、1人1台端末とともに、全ての普通教室に電子黒板の配備を進め、児童・生徒のデジタル環境を整え、授業や家庭学習等に大いに活用しているところでございます。授業の様子も随分変わったと感心しているところでございます。また、タブレット端末は、学力調査や各種アンケート、また学級に入りにくい児童・生徒への授業配信や学習支援など、幅広い用途での活用をしているところでございます。例えば、学力調査では、本年度初めて中学校で、全国学力・学習状況調査の英語における話すこと調査など、文科省のMEXCBT活用によるオンライン方式で実施したところでございます。将来的には、学習eポータルを活用したデジタル教科書、また、校務支援システム、デジタルドリルなどの連携につきましても進めてまいりたいと考えております。

また、教員の働き方改革につながる事務処理のDX化も積極的に進めているところでござ

います。校務支援システムにつきましては、県内でいち早く本市にも導入させていただきまして、今、活用しているところでございます。今後は、この支援システムに、県内他市町村からの転出入の際の指導要録など、また県立高等学校への入試、入学に関する資料などもデータで提出、引き継げるようになっていく予定でございます。今後とも、こうした教育DXを進めることにより、学校だけではなく、児童・生徒、そして保護者にとっても、よりよい環境が提供できると考えております。

以上です。

杉本副議長 川村議員。

川村議員 教育長、本当に、非常に先進的に頑張っていたらと思うなと、今ご答弁いただいて、思いました。葛城市は電子黒板もあります。これから、そういった通信機器の中で、いろいろこれからご要望が、ぜひともというようなことやったら、議会も反対できへんやろうし、そういった教育のDX推進は、これからの将来の子どもたち、必ず通っていかないとけない道になると思いますので、リラックスしながら、子どもには優しく、それを進めていただいて、子どもたちがなじみやすい、そういった教育現場にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

最後に、自治体DXの推進における情報化の統括責任者というのは副市長でいらっしゃいます。東副市長に、CIOというトップの立場がございまして。市長に聞かせていただいたらいいんですけども、今回DXの推進ですので、ぜひ副市長に、今回のCIOとしての立場でこれから葛城市のDXをどのように進めていかれるか。また、本当に、先ほどから言いました、市民にもなじみやすいDXの推進をどのようにお考えかというご所見をお伺いしたいと思っております。

杉本副議長 東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしくお願ひいたします。

貴重なご意見ありがとうございます。葛城市で今後どのようにDXによるまちづくりを進めていくのかということについてご答弁をさせていただきたいと思っております。まず、DXの推進につきましては、市長を中心として進めていくことになるのでございますけれども、それには、まず私が先頭になりまして、市長を補佐する形で進めていくことができる体制をしっかりと整備していくことが必要になると考えております。それには、まず冒頭、議員からもお述べいただきました、葛城市のデジタル原則に基づく条例などの整備を行いまして、次にDXの推進計画を策定し、そして各部で現在取り組んでおります状況、これらを見える化、共有してまいりたいと考えておるところでございます。

また、2点目にございました、デジタル・ディバイドでございます。情報格差対策につきましては、先ほど来、各部長が述べておりました、マイナンバーカード、またマイナポイント、これらの申請というものが、葛城市の場合、よい例ではなかったのかなというふうに思っております。本市におきましては、先ほどおっしゃってらっしゃいます、職員が直接申請の手助けをさせていただきまして、申請率が85.5%とかなり高い水準を保ったところでございます。このように、市民皆さんのユーザーの気持ちに寄り添った取組、そしてまた、他の自

治体での成功例、成果、それらの事例などを参考にしながら、本市が行っております生涯学習講座のタブレット講座、これら以外のサポート方法も幅広く研究をいたしまして、きめ細かなフォロー体制を提供してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

杉本副議長 川村議員。

川村議員 前向きなご答弁、また、意気込みを今日言っていただいて、これから条例を策定して、そして条例をつくり、そして計画策定に行くというふうな方向性も今日は聞かせていただきましたので、ぜひとも頑張ってお進めていっていただきたいというふうをお願いいたします。

一昨日の奈良新聞に、えらい大きくでかでかと奈良市長が出て、奈良市長も、これから市役所改革の中で、今後の生成AIを使って積極活用、利活用していくということの考えをここに示しておられます。私、AIがメリットばかりあるとは限らないというふうに思っています。ただ、やはりどう活用するか、どう取り入れるかという、振り回されないという形で利活用、活用していくという考えは、それはそれでよいと思いますので、そういった職員がうまいこと使いこなしていただいて、業務効率を上げて、時短となって、働き方改革がきちりできるような形で進めていけば、それは理想でございますので、そういったことを目標にいろいろなデジタル化を上手く武器にしていきたいというふうに思いますし、その仕組みづくりについては、やはり専門の知識を持っている方を、人材を確保していくということは大事なことです。職員もかなり精通しておられる方もいらっしゃるんですが、そういったデジタル人材を、これから民間も、ほかの自治体も取り合いだと思いますが、やはりデジタル人材をしっかりと確保していくということはぜひともお願いしたいと思います。

全国の自治体のランキング2023年に第5番目とあります富山県、DX推進の先進地である南砺市というところが、今回この推進計画を出されました。今回、総務建設常任委員会で視察に行こうかというふうに計画をしております。議会からも、市民ニーズに合った内容を今後提案できるようにしっかりと勉強してまいりますので、行政の執行部側もしっかりと研究をしていただいて、その成果を発揮して、共にこういった行政のまちづくりに取り組んでいきたいと、そういうことを私は希望させていただきまして、私からの質問はこれで終了させていただきます。

本日はどうも丁寧なご答弁ありがとうございました。

杉本副議長 川村優子議員の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開時間は追ってお知らせいたします。

休 憩 午後2時43分

再 開 午後3時20分

梨本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番、藤井本浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本議員 それでは、私の一般質問をさせていただきたいと思います。

今回につきましては、JR大和新庄駅についてということで質問をさせていただきます。

葛城市には、私鉄も含めまして、近鉄も含めまして7つの駅というものがございます。JR大和新庄駅というのは、1896年、明治20年代の後半にできた、葛城市にとっては一番歴史のある駅であります。ここを中心に、この地域というものの発展の中心となっていくと。その駅のことについてお尋ねします。もう127年が過ぎてるといふ駅です。3月議会で、この駅にトイレがなくなったじゃないかと、設置必要やということでお伺いをいたしました。答弁の予測としては、いい答弁をいただけるであろうとご期待を申し上げたんですけども、答えは、私にとっては意外にも、そういう答えではないです。トイレを設置してほしいという要望が市民からないというのが市の答えでした。しかし、私がここで取り上げて、私にはその要望がある。なぜその不一致があるのかというようなことを考えながら、それ以降、運動というんですか、いろんな方々とお話をしてきたわけでございますけども、JR大和新庄駅を使わない、使うという方は少ないわけで、知らないという方が非常に多いです。歴史はあるんですけども。JR大和新庄駅が今はどうなってるんやということ、そして、葛城市とJRとの関係はどうなってるんやということも今回はお聞きして、それを踏まえた上で、3月議会に引き続き、トイレ設置の問題ということに踏み込んでいきたいというふうに予定をしております。

続いては質問席で行わせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 それでは、最初は、JRの駅舎そのものが今どのような状況になっているのかということころら辺から質問をさせていただきます。まずもって、この駅舎、この駅は誰のものやねん。誰が所有してるねん。所有者は誰やねん。まず最初にお尋ねいたします。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 都市整備部の安川でございます。よろしくお願ひします。

駅舎の所有についてでございます。平成16年3月31日に、JR西日本株式会社とその当時の新庄町とで建物無償譲渡契約を取り交わしており、現在は、葛城市に属する建物となっております。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 今のこの一言だけでも、私は、ここにおられる議員も含めて、また市民の方も、これが今、葛城市のものになってるといふ、葛城市のものなんやということを知られない方というのはたくさんおられると思います。これを第一歩として話を進めさせていただきたいと思ひます。平成16年3月31日に、今、答弁ございましたけれども、JRより、旧の新庄町、平成16年10月が合併でしたので、合併の直前、半年前に新庄町がJR西日本と契約をして無償譲渡を受けたと、こういうご答弁でございました。無償で譲渡を受けた契約の内容について、契約をしたということでございますので、お示しいただきたいと思ひます。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 譲渡契約の内容についてでございますが、駅舎として使用していた木造・瓦ぶき・平屋建て、94.63平方メートルの事務所全体について、JR西日本から当時の新庄町に対し譲渡するもので、譲渡された際の建物には、待合室、事務室、給湯室、休憩室などがご

ございました。また、譲渡契約に係り、別途取り交わしている協定において、鉄道事業者の業務上必要な区域については、J R 西日本は無償で使用できるとされております。

以上です。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 駅舎そのものは無償で譲渡を受けたと。葛城市のものなんやと、こういうことですよ。ただ、鉄道事業、改札とか切符を買うとか、そういったことについてはJ Rが使うという条件で無償譲渡を受けたという説明でございます。平成16年に無償譲渡を受けました。今現在、葛城市のものになってるわけですよ。葛城市の駅舎ですよ。何に利用されてるのでしょうか。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 現在、J R 地区並びにJ R 地区ふれあいの会のコミュニティ施設として使用いただいております。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 あの地域、J R 地区といいますけども、コミュニティの場として使っていただく。それはそれでいいかというふうに思います。鉄道に使われる部分というのは、我々も目にすることができんですけども、中のほうはどうなってるのでしょうか。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 現在の状況ですが、畳敷きとなっております、会議等ができるよう事務机が設置されている状況でございます。また、炊事場、トイレ、カラオケ設備等が設置されております。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 後から聞くんですけど、ここで聞いておきますけど、トイレ設置されていると。中にはトイレが設置されてるというお答えをいただきました。水洗のきれいなトイレでしょうね。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 水洗のトイレとなっております。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 トイレの件は後から述べますので、このことが出てくるということは覚えておいてください。今、J R 地区のコミュニティの場としてJ R の駅舎が使われている。無償譲渡を受けて使っている。市役所においては、どこの管轄というのか、どこの所管になるのでしょうか。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 現在、都市整備部の都市計画課が所管しております。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 私の聞こうとしてるところで、本筋ではないんですけども、無償譲渡を受けました。それでコミュニティに使っているというのであれば、本来から言うと、都市整備部ではなくて、コミュニティに関係する部署が管轄するというのが普通であろうかと、また管理するというのが普通であろうかというふうに考えますけども、なぜ都市整備部がそのまま所管されているのでしょうか。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 市の組織として、駅舎事務所の使用許可については、街路事業、駅前整備事業等の担当課であったこともあり、都市計画課で所管することとなっております。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 私の言おうとしてるところから外れてるので、その辺はまたご検討ください。コミュニティの場、カラオケもあって、机もあって、会議室になっていると。それがその地域で使っていたらいい。コミュニティの場やねんと。けど、都市整備部でやってるということについては、また違うところでご議論というか、また内部的に議論しておいてください。それでいいというのだったらそれでもいいし、変えるというのであれば変えていただきたいと思えます。

冒頭私が申し上げたように、葛城市の鉄道の中でJR大和新庄駅というのが一番古いわけです。127年たっている。あの駅舎も、平屋建てですけども、かなり古いであろうかというふうに察するところですけど、無償譲渡を受けている。いつ建設されたものなのでしょうか。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 現存している資料を確認したところ、駅舎の建築年は昭和25年であると思われまます。現在の駅舎については、平成15年12月26日付で、JR西日本と新庄町とで和歌山線大和新庄駅駅舎の町施設への活用に伴う工事の施工についての協定を締結し、平成16年3月末の工期で駅舎を改修し、トイレ、炊事場等の設置をしております。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 私も調べてる中で、確かに、ある資料のところには、詳しくではないんですけども、昭和25年に建設されたというのは載ってました。しかし、皆さん方も、スマホ等で見ていただくと、例えば、大和新庄駅ができたときというのは御所駅までできてるんです。JRの御所駅というのを調べてみると、これが明治時代の建物やというふうに載ってます。分からないですよ、御所駅は明治時代に造ったのが残ってて、大和新庄駅は昭和25年というお答えがございましたけども、何か明確さに欠けるというふうに考えておるところでございます。そんな中で、それを今調べる方法がないので、それは置いて、かなり古い建物だと、分かってるだけでも昭和25年。昭和25年ということは、もう七十四、五年たつのかな。70年以上たってるわけです。これが無償譲渡により葛城市のものになっている。よく言われる安全性とか、耐震の問題とか、どうなってるのでしょうか。耐震診断をやってるのでしょうか。お答えください。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 耐震診断につきましては、行ってはおりません。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 答えにくそうございまして、答えにくいやろうと思います。やらなあかんよね、こんな。葛城市のものやというのやったら。

ここで話はずれるんですけども、駅舎は平成16年に葛城市に譲渡されましたというのは分かりました。そのとき一緒に、ちょっと離れるんですけども、当時からあったトイレは、その

ときどうだったのでしょうか。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 トイレについてでございますが、トイレについては譲渡内容には入っておりません。譲渡されたのは駅舎のみでございます。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 駅舎とトイレしかなかったけど、駅舎だけは平成16年に葛城市のものになった。トイレはそのままJRのものであったということですね。これは確認しておきたいと思います。今、経緯を説明していただいて、今、葛城市が所有する駅なんだということが分かりました。こんなときに、補修や改修、平成16年にJR地区が使うとかいうので会議室も改修をされてると思います。今後においても、よく話に出てくる自然災害とか、また老朽化によって改修せんなん場合が出てこようかと思えます。これだけの長い年数の建物ですから。その場合、補修というのほどこがすると。普通に考えると、葛城市がするということになるんだと思えますけども、確認しておきたいと思えます。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 補修の件でございます。平成28年1月29日付でJR西日本と取り交わしたJR大和新庄駅の保守管理及び管理運営に関する協定により、補修等の際、協議を行い、市が施工することとなっております。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 話を聞いていくと、平成16年に葛城市のものになった。平成28年1月にJR西日本と、今後の管理運営に関する協定書を取り交わしてると。修繕とかこれからあれば、葛城市がせなあかん。こんなん、私は思うけど、私も知らなかったです。みんな知らないと思う。取り交わしたとき、阿古市長もまだ市長に在任されていないわけですけども、しかし、すぐに市長になられてるんですから、こういったことを話をしていただかないと、共有していただかないと、私はこれ、ほんま知らん人が多い、話が進まないというふうに思えます。

もう一回聞きますけども、耐震の対応とか、そういうことについても、市がやらなあかんということですよ。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 災害の対応についてですが、同様にJR西日本と協議を行い、市が行うということとなっております。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 冒頭、先に質問してお答えいただいたように、近隣のJR地区の方がコミュニティの場として使っておられるということでございますけども、今後、この駅舎をどのように使っていくかというような計画とか、話合い、どうなってるのでしょうか。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 駅舎の利用計画についてでございますが、現在、JR地区並びにJR地区ふれあいの会に対し、令和6年3月31日までの使用許可をしております。継続使用も考えられますので、今後新たな計画はございません。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 調べてみると、JRの駅というものを無償譲渡してるというのは、奈良県にも幾つかあるんです。例えば、JR御所駅もそうなんです。JR御所駅も、行かれたことある方もあるだろうと思いますけども、名前は忘れちゃったけども、市民の方とか駅の利用の方が使えて、私が行ったときなんかは、あそこは高校がございいますから、高校生が中に入って、机が幾つか置いてあって、そこに台所的な洗面というか、洗い場とかあって、またポットとかあって、お茶が飲めて、勉強できるような、私が行ったときは、学生がよく勉強されてましたけども、いろいろ市民の方が使えるという形で使っておられる。そういうやり方もある。葛城市は、JR地区のコミュニティの場として使ってる。これはこれでいいと思います。また、桜井線、万葉まほろば線というんですか。天理市のほうの柳本駅に行くと、あそこは食堂がある。食堂に指定管理で、直で貸してるのではなくて、中身まで私は知らないですけども、地域の方かな、どこかに指定管理して、そこが食堂をやられていると。山の辺の道の拠点にしたいんだと。そういうこともおっしゃっていましたが、いろんな駅のこれからの利用方法というものがあるかと思えます。そういうことでお尋ねをしましたけども、全国を見ると、もっとすごいです。コンビニエンスストアを入れてるという駅もある。コンビニエンスストアに貸して、借りてるという駅もあります。それとか、変わったところで、また調べてもらったらいいんだけど、宿泊のできる駅というのもある。足湯の、お風呂に入れる駅というのもある。いろいろこれからの駅というのが様々な形で譲渡されて、その市町村が取り組んでいくであろうかと思えますけども、葛城市としては、今のところ、今現在、JR地区で近隣の方が使っていただく。これはこれで結構なことだと思いますので、そういうことで今進めるということだと思います。そうやってこれからも使っていく中で、建物が古い、もう70年以上たってる。もしかしたら、それ以上たってる可能性もあるわけですけども、駅舎の建て替え計画とか、これもするとすれば、葛城市でせなあかんわけでしょう。建て替え計画というような、構想だけでもいいけども、こういうものがあるのかどうか、お尋ねいたします。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 建て替え計画についてでございます。現在のところは、建替えの計画についてはございません。しかし、危険のないよう適切に管理していきたいと考えております。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 危険のないように適切に管理していきたいと考えていますといっても、耐震診断というものせん、もう70年、80年近くなろうということじゃないですか。これ、やっぱり耐震診断する必要がある。これからも使うというのであれば、今、あの駅舎そのものは葛城市のもので。部屋になってるところは、JR地区のコミュニティの場として使ってるんです。改札の部分については、JRが使ってるんです。多くの方が使う場ですので、耐震診断する必要があると思いますけども、ことについて答弁を求めたいと思います。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 耐震診断の実施については、今後検討していくというところで考えております。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 部長1人に答えてもらってるけど、副市長にも答えてほしいと思います。さっき言ったように、かなり古い駅やからね。それを耐震診断もしてなくて、市民の近隣地区のコミュニティの場として使ってる。また、1日800人の乗降やから、乗る人だけでいうと400人程度だと思うけども、その中で耐震診断をもっと積極的にやってもらわな困ると思うんですけど、部長は検討していきたいと、こういうことなんですけど、もっと前向きに答えられないですか。

梨本議長 東副市長。

東 副市長 東でございます。ただいまの藤井本議員のご質問にお答えをしていきたいと思います。

まず、我々思っておりますのは、利用者の方が安全に利用していただくというのは、これは当然、最優先にしたいというふうに思っております。先ほど部長が答えましたように、まずは耐震診断の実施を検討していきたいというふうに考えております。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 実施を検討するというよりも、かなり古いですから、早く、早期にそれをやってください。

続いて参りたいと思います。こういった中で我々も知らなかったこと、皆さんが知らなかったことを、葛城市とJRとで協定を結んだり、協議をしたりと、今日まで、葛城市になったぐらいから、市になったぐらいからやってるわけです。もちろん、葛城市になったぐらいからやってるのではなくて、ここは和歌山線ですけども、ここがそのときに各市町村にそういう話をしていたのであろうかと思っておりますけども、これまでの間、JRとの、我々ほんまに知らされてないんです。駅舎等についてのこれまでの協議をどのようにやってきたのか、時系列で教えてくれませんか。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 これまでの協議についてでございます。平成15年12月26日、大和新庄駅駅舎の町施設への活用に伴う工事の施工について、協定に係る協議を行っております。平成16年3月31日、大和新庄駅駅舎建物無償譲渡契約に係る協議、平成28年1月29日、大和新庄駅の保守管理及び保守運営に関する協定に係る協議、令和2年6月30日に駅構内のトイレの撤去についての協議を行っております。

以上です。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 最後に言うてくれはった、ご説明いただいた、令和2年6月30日、駅構内のトイレの撤去について協議をしています。これが3月に質問したときに、JR側から説明があつて協議をしたと。JRとしては、今後、駅というものをコンパクト化していく。その代わりに、走っている電車を新調して、そこにトイレをつけていくというのが令和2年と最後におっしゃったわけですよね。それ以前のことは、私も知らなかったけども、平成16年3月に無償譲渡を受けたと。平成28年になって再度協議をして、これから維持管理はちゃんと葛城市でやってくださいという協定をしたと、こういうことですよね。

次、参ります。今までの流れから、葛城市とJRとの協議ということについて分かりました。今、駅舎ということについてお話をしていますので、ここで市長にお尋ねしたいというふ

うに思います。冒頭に申し上げた、今127年ほどになる歴史のあるというところでございます。JR駅を見ると、西側は、平成の初めの頃かな。平成の時代に街路事業としてJR駅、国道を挟んで近鉄の駅、市役所前までの街路事業というのをやってきた。また、東側においては区画整理事業、駅の東側は区画整理事業をやってきた。今、北側では、国鉄・坊城線というものの工事もやってるわけですね。その中にJR駅というものが中心としてあるわけです。JR駅を中心に、周りにいろんな事業をやっている。これはこれで正しいんだけど、駅というものがあまり今までは表へ出てこなかった、説明もされなかった、アナウンスもされなかったと思います。ここで市長にお聞きするんですけども、こういった中で、いろんな事業を周りはしてる、その中の中心にあるJR大和新庄駅、この駅についての将来構想について、これからどうしたらいいかということ、市長に答弁を求めたいと思います。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 議員がご説明になりましたように、葛城市には7つの駅がございます。近鉄が6つ、JRは1つでございます。その1つの駅がJR大和新庄駅ということでございますので、新庄駅前通線を中心に近鉄新庄駅、国道24号線を結び、葛城市の都市機能を担う重要なエリアであると認識をしております。市の発展には欠かせない唯一のJR駅でございます。利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 駅については、利便性の向上に努めてまいりたいと思いますということをおっしゃっていただいたんですね。今後にご期待をしたいというふうに思います。私なりに、奈良県のJR駅なんかを、最近、JRのあちこち行って、私も鉄道マニアになったらどうしようかなと思うぐらい回ってるんですけども、いろんなところへ行くと、奈良県のJR駅、JR大和新庄駅もそうなんですけども、古い、レトロ感で売り出していきたい、これを保存したいという動きというものがございます。また、都市化していつてるところは、新たに建てていこうということもあるわけなんですけども、それを今問うわけではございませんけども、私は、レトロ感ということで売っていくというのも1つであろうかと。昭和というのを残すという、昭和初期のほうですよ。二十何年やから。そういうのも残すというのも1つであろうかと、残せるならば。この辺の計画ということについても、また打ち立てていただきたいというふうに考えます。

ちょうど半分過ぎました。私なりに予定どおり進んでますけども、それでは、今の駅のこと、駅舎のこと、そしてJRとの話合いのことを踏まえた上で、3月議会のトイレの問題について話を進めてまいりたい、このように思います。前回のあらすじです。令和2年にJR側から、トイレは撤去しますという話がありました。葛城市はそれを聞き入れて、JR大和新庄駅近隣の3つの地区にその説明に行った。その3つともの大字的了解を得た。そこからもうトイレは使わなくなって、そのまま置いてありましたけども、今年になってから改定をされて撤去された、ということでした。しかし、JR大和新庄駅だけがそうなるのと違って、JR和歌山線というのは、王寺駅から和歌山駅まで行くんですけど、奈良県内だけを見ると、大和二見駅まで、町でいうと王寺町、香芝市、大和高田市、葛城市、御所

市、五條市と14の駅があるんですけども、同じようにJR西日本は、葛城市だけにそんな言うてるのと違うわけですよ。他の市町村にも言うていつて撤去した。しかし、他の市町村は、駅前という形になりますけども、市民トイレといて、市が維持管理して、駅の利用者も使える。そしてまた、駅周辺の方も使える。そういった新しいトイレというものを、多目的の形で、男性用、女性用、そして車椅子等も使えるトイレを造られてる。葛城市も造るべきではないかと、このように申し上げたんですけども、市民からの声が届いていない。要望もない。そやから、当時の副市長なんかは、市としては考えないと、こういうお答えでございました。ただ、阿古市長は、市民の声があれば検討してまいりたいと、こういう話でした。だから、市民からの声があれば考えていきたいと、こういうことでしたので、ない以上は考えないと。温かくも冷たくもとれる言葉でしたけれども、前の副市長よりは私に近かったというふうに思っております。そういう方針というのを3か月前の3月議会で説明をされました。そこから三月たったわけですけども、変わらないですか。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 設置についての方針についてですが、3月議会で答弁いたしました内容と変わりはないですが、3点の課題があります。1つ目ですが、鉄道利用者用のトイレは、本来民間事業者が設置するもので、行政が設置することについての是非の判断が必要であると。2つ目、トイレについて、必要性があり、要望があるのか。地元のコンセンサスが得られているのか。3つ目、トイレの設置に係り、犯罪行為、いたずら、騒音等防犯面、費用等管理上の問題などについて、行政責任が発生するというところの課題をクリアする必要があると考えております。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 ということは、この3点をクリアする必要があるという、慎重にやるというふうに、いのように言えば、受け止めさせていただきますけども、先ほどから言ってるように、ほかの14ある駅で、大和新庄駅だけがついてないということになると、ほかの市はそれをクリアできてるけど、葛城市はまだクリアできてないと、こういうふうにも受け止められます。それで、今、3つご説明をいただきましたけども、1番目におっしゃったのが、民間がするもので、民間事業者が設置するもので、行政が設置するものかどうかについては検討していかなあかと、こういうことですよ。市民のため、例えば、今回もこの議会で後ほど出てくるであろうかと思っておりますけど、近鉄尺土駅だって、外側にですけど、エレベーターをつけるんでしょう。これは市民のためにつける。私はつけたらいいと思います。これから車椅子、あそこやと2階で切符を買わんなんから、車椅子はなかなか行けない。階段も上っていけない。エレベーターを市民のためにつけるといのは、それはいいことです。それは葛城市がするんでしょう。

駐輪場だってそうじゃないですか。電車に乗る人のために、副市長、忍海駅にだって駐輪場ありますやん。民間がやることやと。それは普通のお店とか、服屋とか、電気屋が来ました。そのときの駐車場は、何もそこまで葛城市がする必要はないです。そやけど、公共交通、公共やん。ここに私と理事者側との差がある。やってるんや。市民のためにエレベーターを

つけるんでしょう。駐輪場だって、市がやってるんでしょう。いや、これ間違ってます。副市長は忍海やね。忍海駅の駐輪場は近鉄がやってくれなあきませんというものではないじゃないですか。ここはもっと市民のことを考えて、本来、トイレについても、市民の方だけではないです。降りてこられる方、観光の方が使われんねんから、そういった意味合いも込めて、何もJRが民営化されたから、民間がせなあかんねんというのではなくて、公共事業と、ここに私との温度差があるから、ここはよくご検討ください。

要望があるのか。何遍も言うけど、要望があるから、私は一生懸命言ってるわけです。それと、確認に行ってくださいと言ったけども、JR大和新庄駅の近くのところには、トイレを貸し出しませんと貼ってある。確認してくれたんでしょう。貼ってあるということは、必要な人が借りに行っってはるわけです。そやけど、そんなんばかりかなんから、貼り出してはるわけです。そんな人は市に、トイレを造ってくださいと要望をよう言わへんかわからんけど、現状はそれは確認できてますやん。

あと3つ目は、トイレ設置に係ると、犯罪行為があると。これは何を造ったとしても、何か起きたらどうするねんというのは、私はあるだろうと思います。しかし、周りの香芝市とか御所市とか五條市に比べて、葛城市というものがそんなに治安が悪いのか。私はそんなこと思わないです。犯罪、いたずらとおっしゃったのかな。というのであれば、それはその対策というのが必要だと思います。そやけども、それがあから造らへんねんというのは、もっと考えていただかないと、その能力がないと言うてるようなもんです。よそはその能力もある。葛城市は、うちはもうそれに対応する能力ないと言わんと、エレベーターのように、また駐輪場のように、市民のためにやっていただきたいというふうに、そして、この3点というものをクリアしていただきたいというふうに思います。

時間も押してきてますので、次に進みたいと思います。3月議会でお聞きして、トイレをなくしますといったときに、近隣の3か大字にのみ話をしたと。私は、これは本当に間違ってると思う。利用者の方とか、確かに近隣の方にも話をしないと駄目ですよ。これは必須だけど、それだけではなくて、利用者の方にもやっぱり説明をしていく。また意見を求めていくということが必要であったであろうかというふうに思うわけですが、それに問題はなかったのか、お答えください。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 近隣への同意の説明等の件でございます。柿本、笛堂、北花内の駅近隣3か大字に説明し、了解を求めたことにつきましては、電車の車内にトイレが設置されていること、また、将来において公衆トイレの要望があった際には、既設の場所を利用することができるよう協議した上で撤去するというので、手続上問題はなかったものと認識しております。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 行政の今のやり方がそうだというのであれば、もうそれ以上、前回と同じような話になりますから言わないですけども、やっぱり使う人は利用者や。利用者の声というのはどこかで聞かないと、例えば、降りてこられる方がおられる。そういう人の声も聞かないと、私はこれでええねんと納得してしまうというのは、そういう声が上がらないから、もうこれでえ

えねんと、そこで収めるというのは今後考え直していただきたいというふうに考えております。

市内7つの、先ほど市長にもあったけども、近鉄を含めると7つの駅というものが葛城市にはございます。駅にトイレというのなんて、私はセットだと思ってるんですけども、ほかの駅、私も使ったことがない駅というのも何ほかございます。これは確認ということですけども、7つの駅の状況を教えてください。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 トイレの設置状況についてでございますが、JR大和新庄駅以外の近鉄尺土駅ほか5駅につきましては、駅構内にトイレが設置されており、近鉄が管理しております。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 ということは、7つの駅の中で一番歴史がある、古いということですけども、JR大和新庄駅だけがないということですよ。ここで葛城市公共交通協議会ということについて触れたいと思います。これは高垣部長にお願いしたいと思うんですけども、私、振り返ってみると、平成25年に、葛城市にはその当時なかった公共交通協議会、公共交通について話し合う場を早くつくらなあきませんよという一般質問をして、その議事録を読み直してたんですけども、そのとき、奈良県は39市町村あったのかな。合併の関係があるから分からない。そのうち30ができてる。それがまだである。30何ぼのうちの30が、公共交通協議会ができてるのにもまだです。検討してまいりますというお答えをいただいておりますけども、その翌年からその次ぐらいに公共交通協議会というものができました。公共交通協議会というところで市民の声を吸い上げながら、正式な名前は公共交通活性化協議会、これは市でいうと、12市の中で12番目にできてるんですよ。違うのであれば教えてください。だから、公共交通に関する協議する場というのは、葛城市というのは、合併もあった理由もあるかわからないけども、非常に遅れてる。そういうことも指摘したわけです。その後、2年後ぐらいにできたわけですけども、今のこのトイレのような問題、活性化協議会の中で、JRも来ていただいているわけです。そんな中で話をされたことがあるのか、ないのか、お教えてください。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。ただいまの藤井本議員のご質問にお答えさせていただきます。

これまで葛城市公共交通活性化協議会において、JR大和新庄駅のトイレについて議論されたことはございません。葛城市公共交通活性化協議会の目的は、市民サービスの充実面からの議論と、民間も含めた公共交通の維持という二つの観点から、現在のバス路線の見直しの協議を行うもので、トイレについては協議の対象ではございません。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 ここは、私は意見をしたいところがあります。地域公共交通活性化協議会ということで、まず、協議会の目的は、今言わはったように、市民サービスの充実面の向上をする。市民サービスの向上といいながら、ほかの駅にはトイレがあるのに、葛城市にはない。そんなん話するところと違うねん。もってのほかやと私は思うけどな。トイレ造らんと、市民サービスの向上やと。ほんで、名前は地域公共交通の活性化をさせる。ここは矛盾があると思います。

私も間違ってたらかんのかなと思って、平成25年にも、また平成29年にも、当時の企画部長に公共交通協議会の状況というのを聞いてますけども、ここは、その当時の部長のお答えは、確かにバスが中心であった。バスの交通というものを中心に、葛城市全体の公共交通の活性化のために話をする場やというふうに説明をいただいております。それから言うと、ぜひとも、活性化させるための活性化協議会やねんから、その当時、本田部長、国から来てくれた人かな。そのようにお答えをいただいていた。ぜひとも、こういうことも、せつかくJRの方が来られてる、市民の方も来られてる協議会の場ですから、ぜひとも、その話も、何らかの形でタイミングを見て出していただきたいということをお願いだけしておきます。

次に、3月に、ほかの駅は皆ついていますやんかと。市の対応はどうですもんというところで、いろんな、市も担当部で調べていただいたわけです。できたら、機会があれば、議会が終わってからも見ておいてくださいという話もしておいたかと思います。確認をしていただいているというふうに聞いているんですけども、ほかの駅、JRがもう閉鎖するということで、市が造ったトイレはどんなでしたか。どういう状況であったかということを見てこられて感謝申し上げますけども、見てきていただいたところの説明をいただきたいと思います。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 御所市、香芝市ですか、その市内にあるJR駅については、見てはきました。その中で、御所市の担当課に確認させてもらったところ、JR駅のシンプル化推進によりトイレがなくなった駅については、地元要望により、市の事業として、市有地にトイレを設置されておりました。トイレの設置に関して、周辺住民より、臭い等の理由により同意を得られない、同意を得るのに時間を要したケースもあったようですが、設置後については、電車の本数が少ない状況でトイレがあることはありがたいとの意見があったということ聞いております。

以上です。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 もっと詳しく説明していただきたかったかと思いますが、もちろん車椅子も入れる多目的トイレであると。子育てされてる方は、赤ちゃんを寝かせるベビーベッドとか、ベビーチェアとかも完備されてますよ。今もうそういった時代ですやん。それも見てきていただいたと思うので、また頭には残しておいていただきたいと思います。

次に行きたいと思います。奈良県というのは、散策する、歩こう会とか、ハイキングまでいかない、歩くという行事、いろんな駅で集合してやられているのが多いわけですけども、その関係者と話をすると、JR大和新庄駅はトイレがないので、集合場所というのか、実施場所から除外してますというお話を聞きました。それはそうやろうと思います。やはりトイレのないところで、そこから歩く拠点にするというのは無理があるのかなというふうに思います。そういったイベントとか、おもてなしというんですか、観光という部分からいって、トイレのない駅は除外されている。その話を聞いて、私なんかやったら、残念やなと思うんですけども、その状況についてご所見、お願いできないでしょうか。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 JR大和新庄駅については、トイレがないこともあり、催し等の集合場所に適さないとされていることについては認識しております。

以上です。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 認識してて、適さないですね、当然に。私、教育長には出さなかったけど、学校関係もそうだと思います。小さい子どものことについて、いろんな方が教育長にも、遠足に行くにしたって、やっぱりその条件というのがトイレの確保なんていうのは必須です。だから、あそこに集合してとか、あそこで降りるとか、そういうことはもうしない。よそからも来られない。除かれてると、こういうことなんです。先週の日曜日は、インターハイの奈良県のサッカーの決勝戦が、奈良県新庄第1健民運動場で行われました。奈良育英高校と、私の母校である五條高校が決勝戦に残られた。みんな、五條の人なんていうのはJR駅で来られるわけです。でも、それでトイレがないという、その反応が私のところへ届いたわけと違うども、察するところは察しますよ。そこから、五條駅から乗ってきて、奈良県新庄第1健民運動場まで歩いて、高校生らが応援に行く。予期もせえへんと思いますよ。そういうふうなことが、先週の日曜日だけでもあるわけです。いろんなところで。だから、ほんまにその場所に適さないという、部長が今言わはったから、そういう認識というものをもう少し上げていただきたいというふうに思います。

時間の都合上、通告の質問を飛ばしたいと思います。

今回は、駅舎という問題と、それとトイレと、2つに分けてお話をさせていただきました。駅舎そのものは、もう一回繰り返しますが、今は市の所有になりましたと、こういうことです。そこには会議室とか、先ほどもあったけど、水洗トイレも、きれいなトイレも完備して、地元のコミュニティとして活用されていると。一方、駅の利用者に対して、市はトイレというものを整備しないということなんですよね。北花内、JR地区の人が使っているところのトイレを造ると、これはこれでいいと思うんです。何で駅に造らへんのと。何かバランスが悪いと思うんですけども、新鮮なところで、これも副市長、どうですやろう。

梨本議長 東副市長。

東副市長 ただいまの件でございますけれども、トイレの設置に関しましては、先ほど来、部長が申し上げております、行政上の問題、それらをクリアして、その中で検討をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 ちょっと進んだかな。問題点があるということを書いて、これをクリアしたら考えると。前回の市民からの声をもっと届けばとかいうのと違って、問題点を考えていただいて、それをクリアしたら考えるということでもございました。

全国的に、やっぱりJRが経費節減のために駅のシンプル化をすることによって、トイレというものをなくしていつている。今見ると、奈良県でも、ないのはJR大和新庄駅、和歌山線はそうやけども、金橋駅にもないんです。金橋駅は橿原市ですけど、これは企業と今

話し合いをして、企業が造っていくと。あそこはアルルとかもあるし、そういうところらへんと話をしてる。やっぱりそっちを向いたことをやってるわけです。全国的に、やっぱりもつと葛城市のような、何百人乗るのと違って、ほんまに小さい駅があると思う。そんな中、そういう駅は、駅にはトイレないけど、困った人はこのお店へ行ってくださいとか、そういうトイレマップを作ったり、トイレはここでお使いくださいという文言を作ったりしているようなところもあるわけです。我慢できないときに、気持ちの中で悲惨な状況じゃないですか。そんな人を救済するとか、助けるために貼ってある。こんなことを葛城市は、何かほんまに困った人、この人のためにお役に立てる方法とかいうのを考えるべきやと思うけど、この辺どうでしょうか。

梨本議長 安川都市整備部長。

安川都市整備部長 現在、ご紹介いただきましたトイレマップについては、作成はしておりませんが今後、先進地の事例を参考に研究を進めたいと思っております。近い事例として、コンビニエンスストアと、公共トイレとして使用できるよう提携している自治体がございますので、参考にしたいと考えております。

梨本議長 藤井本議員。

藤井本議員 3月議会も、今回もこれだけ言って、ようやく何となく分かってきてくれたかなと。造らへんのやったら、まず、駅を使われてる人のことを考えて行動していただかないと、今言われたように、コンビニエンスストアを誘致してるところもあります、全国的には。そんなんすぐにいかないやろうけども、何らかの、そういう先進地とおっしゃったけども、コンビニエンスストアはここですよとかいう案内を作るとか、ほんまにあそこを降りたら何も見えないんです。何かやってやらんと、それは頼みますよ。ちょっと近づいたかな、分かっていただけかなというふうには感じております。

最後に、時間あまりないですけど、市長にお伺いをいたしたいと思えます。3月、また今回と、同じような質問をさせていただきました。市長の普段の考え方、市民第一とか、人に優しいということからいくと、意見が合うのかなと私は予定しててんけど、なかなかそこへたどり着いていないということで、至急に私は考えてほしいと思ってるけども、トイレを設置しない理由は何やねんと、市長なりに。ほかのところはやってるのに、うちだけせえへんという理由は何やねんと、含めて、市長のご所見をいただきたいと思えます。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 3月議会に引き続いて、ご質問ありがとうございます。答弁といたしましては、先ほど部長なり、副市長が答弁をしておりますので、その繰り返しになるかと考えております。今回の問題につきましては、大きく3つのハードルがあると認識をしております。1つ目のハードルは、3月議会にその当時の副市長が申し上げた問題でございます。本来、民間事業者のトイレというものは、民間事業者が設置するものでございます。それも法的に義務づけられておりますのが、従業員に対するトイレの設置が義務づけられております。お客様のトイレの設置については、サービスとして、その民間事業者が必要であるのか、ないのかという判断の下に設置をしているというのが実情でございます。ですので、行政というのは税金で

やるものですから、税の公平性がございますので、民間事業者のトイレを税金で造りにいくということは、本来はあってはならないことであるという認識を持っておるといのが、実は副市長の答弁の大きな趣旨であったと理解をしております。

それと2つ目は、トイレのことでございますので、そのエリアのコンセンサスを得ることが必要であるという認識を持っております。本来、話がありましたときに、これはJRが最終的な決断を下すものでございますので、JR自身は、列車の中にトイレを設置すれば、それで利用者の皆さん方へのサービスは賄えるという判断でございましたので、そのように地域の皆様方にお伝えしたところでございます。

トイレといたしますのは、2つ目のハードルといたしますのは、コンセンサスがとれないと、いろんな将来的な問題が起こる可能性があるということでございます。ですので、税金を投入するには、まず地域の要望が、それに見合うだけの要望があるのか、ないのかということにあります。それが2つ目のハードルでございます。

3つ目のハードルは……。

梨本議長 市長、時間が過ぎておりますので、簡明にお願いいたします。

阿古市長 だいぶ早口で喋っております。

3つ目のハードルは、安全面の問題でございます。行政が設置しますので、公衆トイレの管理責任は行政でございます。当然のことながら、衛生面の問題、それと安全管理の問題が非常に大きくございます。不幸なことが起こらないように、最大限、その設置については慎重であるべきなのかなという思いがあります。ですので、それも最終的には、ご近所の方のご理解をいただくという必要が出てくるのかな。この3つのハードルを越えたときに初めて行政としてトイレの設置ができるという分析をしているところでございます。

ほかの自治体の駅のトイレがおっしゃいますので、当然そのような分析をされた後に設置をされたのかと思っておりますが、駅構内にはないということを考えますと、ほかの駅の施設のトイレを造られたのかなというような感覚も持っているところでございます。現場を見に行った写真を各担当部のほうから見せていただきましたが、明らかに駅の構内にはないトイレのほうが多かったのかな。ほとんどがそうであったように思っております。

整理としては以上でございます。ですので、その3つの問題点が大きいということをもまず分析して進めていく必要があるという認識でございます。

以上でございます。

梨本議長 藤井本議員、簡明にお願いします。

藤井本議員 3つをクリアしたら、せなあかんねんと。よそはクリアしてやっつはんねんやね。葛城市ができないことがないと思います。ぜひともご努力をいただいて、ほかの駅と同じように、皆さんが快適に使える駅になることをお願いして、終わります。ただ、またこの質問は続くと思いますので、早く進めていただくことをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

梨本議長 藤井本浩議員の発言を終結いたします。

あらかじめ、本日の会議時間は、議事の都合により延長します。

次に、1番、西川善浩議員の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、西川善浩議員。

西川議員 皆さん、こんにちは。お疲れさまです。本日最後の一般質問となりました。皆さん、本当にお疲れのところとは思いますが、もう少し頑張って聞いていただけたらと思います。

私からの質問は大きく3点でございます。带状疱疹ワクチンの接種ということについて。これについては、ワクチンの接種が、自由診療なので結構高額というところで、市の考えを聞いていきたいというところがございます。

あと、2番目は、スポーツ大会等出場者激励金についてというところで、これについても、我が市のスポーツ振興、また文化活動の発展につながるような質問になってくるかと思えます。

3番目が、奈良県知事交代による本市事業への影響についてということで、これは字のごとく、本日から県議会も始まっておりますけれども、本市の事業がどうなっていくのかというところを聞いていきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いします。

これより先は質問席にて行わせていただきたいと思います。

梨本議長 西川議員。

西川議員 それでは質問に入らせていただきます。

その前に、5月から、僕ももうマスクもしておりません。5類に移行されて、公園まつりも本当に多くの方に来ていただいて、市民の方、すごい喜んでいただいたと思います。本当に活気が出てきたなと実感をしておるところでございますし、ほかの市外のイベントについても、結構いろんなところで、対策は講じながらかもしれないですけど、やっぱり増えてきているというところもあります。今日、みんな、突っ込まへんけど、市長、きっちりスーツに着替えられてというか、いつもの戦闘服からスーツに着替えられて、何か本会議を見たときでも、ちょっと雰囲気が違うなと思ったところがございます。本当に今、こういう形にぎわってくるというのは、本当にいいことかなと思うんですけど、それでも今コロナの数も増えてきているということも聞くのは聞いておるんですけども、それはインフルエンザも一緒です。これはいろいろと自分ら自身で予防していきながらせなあかんのかなと思うところがございます。

予防というところで上手いこと入れるかなと思うので、带状疱疹のワクチンというところで質問をさせていただきたいと思えます。最近、僕の周りでも、带状疱疹というのにかかられたという方が結構多く見られるようになりました。聞くのは、大体年齢的には70歳以上の方というのが多いなという印象です。かかられた方もこの中にはいはるかもしれませんが、かなり強い痛みを伴うということでございます。带状疱疹を予防するワクチンというのを、かからはった方には、そんなワクチンがあるのも知らなかったという方もいらっしゃいました。ワクチンがあることを知っていても、かなり高額なワクチンになりますので、ちょっと様子を見ようかという方もおられるように聞いております。

まず、带状疱疹の罹患人数、かかられた人の推移と傾向及び带状疱疹が起こる仕組みについて調べていただいておりますので、答弁をよろしく申し上げます。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いたします。

本市における带状疱疹の罹患人数等の把握は行っておりませんが、宮崎県において、人口と带状疱疹患者数の推移について世界最大規模の疫学調査をした宮崎スタディによりますと、1997年から2021年までの25年間で、人口は9%減少しているが、带状疱疹発症数は52%も増加しており、今後も増加傾向にあり、80歳までに3人に1人が発症すると推定されています。

带状疱疹が起こる仕組みについてでございますが、带状疱疹は、水ぼうそうの原因ウイルスであります水痘・带状疱疹ウイルスが再び活性化することによって起こる病気です。水痘・带状疱疹ウイルスに初めて感染すると水ぼうそうを発症しますが、水ぼうそうが治った後も、ウイルスは神経を通過して神経節に潜伏します。その後、長期にわたって休眠状態のまま体内に潜み、加齢や疲労、強いストレス、病気などによりまして免疫力が低下すると、ウイルスが再び活性化し、神経に沿って体の表面に現れて発症する病気と言われております。以上でございます。

梨本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。ただいまご回答いただいたように、水ぼうそうのウイルスが、かかれて、そのウイルスがまた免疫が弱ったときに発症してくると。この病気は、誰においても、かなりの高い確率で罹患されるということでもあります。また、年々、かかれる方が増えてきているということもおっしゃってございました。

そこで、带状疱疹になりやすい方及びコロナ禍において、免疫力の低下やストレスなどが原因で带状疱疹に罹患されている状況というのは、どんなものでしょうか。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 带状疱疹になりやすい人につきましては、一般的に50歳以上の方、基礎疾患、特に糖尿病、膠原病、リウマチなど、それと血液のがん、白血病、悪性リンパ腫など、それと骨髄移植や臓器移植の人と、疲労やストレスで免疫が低下している人が挙げられます。また、コロナ禍において、免疫力低下やストレス等における带状疱疹と新型コロナウイルスによる影響につきましては、直接把握はしておりませんが、議員ご指摘のとおり、海外では、コロナ禍で心理的ストレスにより免疫が低下し、罹患者数が増加傾向にあるとの報道もございますが、国内で実施されている带状疱疹の大規模疫学調査であります宮崎スタディでは、コロナが流行した2020年度以降、带状疱疹の発症数は減少しているとのデータもございます。

以上でございます。

梨本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。罹患されやすい方については、高齢者の方、あと基礎疾患を持っておられる方が多いということの回答でございました。また一部の報道では、コロナ禍によって、ストレスとか、やっぱり免疫力が低下されてるということで、増加傾向にあるということが、一部の報道ではあったんですけども、今、大規模な疫学調査では、この間は発症数が減少しているという結果ということも聞かせていただきました。

带状疱疹を発症すると、3週間から4週間ほど、強烈的な痛みが続いて、皮膚のただれ症状

とか、また治癒しても、神経の損傷で痛みが本当に続く方もおられるということでございます。また、重い症状になられた方は、後遺症で顔面の神経麻痺とか失明とか、あと難聴など、そういった重い後遺症が残るということも聞いております。そこで、私、冒頭でもお話ししたように、帯状疱疹には発症を予防する効果のあるワクチンというのがありますけども、このワクチンの種類、内容とか効果、費用について教えていただけますでしょうか。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 現在、国内において、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類がございます。生ワクチンにつきましては、接種回数は1回で予防効果は約50%で、約5年の効果の持続期間があるとされておりまして、費用は約1万円でございます。不活化ワクチンにつきましては、2回の接種が必要となります。予防効果は約90%で、約9年の効果の持続期間があるとされており、費用は1回当たり2万円で、2回分で約4万円でございます。

梨本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。現在、国内においては、2種類のワクチンがあるということでございます。予防効果においても差がありまして、不活化ワクチンにあっては、高い予防効果もあるんですけども、持続効果も大きいんですけども、2回接種して、また自由診療になるため、全額の自己負担ということで、2回打って約4万円という高額な接種費用になってきております。やはりこれでは、痛いのを分かっても我慢しようかなとかいう方もおられるのかなと思うし、やっぱり打ちたくても二の足を踏まれる方というのが出てくるのではないのでしょうか。そこで、本市としてのワクチン接種の推進及び接種費用の一部助成についての考えをお聞かせ願いたいと思います。

梨本議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 現在、葛城市の50歳以上の人口は1万7,000人以上おられます。助成につきましては、現在市内で何人ぐらいが医療機関において帯状疱疹ワクチンを接種されているかなどの把握など、体制と方法を研究する必要があると考えます。奈良県内の12市においても、助成を実施している市はまだない状況でございます。

国の厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）における新たな対象疾病に関する検討におきましても、帯状疱疹ワクチンにつきましては、効果の持続性や発症頻度から、導入に最適な対象年齢と、期待される効果及びワクチンの副反応等に対する安全性についての議論が慎重に行われている状況でございます。市医師会の先生方のご意見もいただきながら、引き続き、動向を注視しつつ、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

梨本議長 西川議員。

西川議員 今、部長からは、助成に対する体制と方法を研究していくという答弁でございました。確かに、これについては、今、市内でどれぐらいの方が接種されておったのかということも、様々な角度から分析せなあかんと思いますし、どれぐらいの需要が見込まれるかということも調査研究はしていかなあかんと思います。50歳以上の方全てを対象にする予算立てすることは本当に困難であると、それは分かりますので、今おっしゃっていただいた、市内の

医療機関や、場合によっては、葛城市医師会の方にも協力を得ながら、妥当と考えられる体制と方法を見つけていただきたいというふうに思います。また、奈良県内の市町村においては、この助成というものはまだ行われておりません。全国的に見ると、やはり財源の豊富なところ、都市圏を中心に増加してきているというところがございます。ただ、最近の報道で、ニュースで見たんですけど、地方においては、新潟県の南魚沼市というところにおいて、新潟県内で初となる助成というものを決められたということがありました。南魚沼市では、50歳以上の方は2万8,000人ということで、葛城市の約1.8倍の方がおられるんですけども、対象の予算として組み込まれたのはそのうちの800人で、額としては516万円ということであったそうです。その根拠がどういうふうに算出されたのか分からないですけども、実際に助成をしていかれるということがございます。

先日の6月14日に行われた、議長も出席をされた全国市議会議長会定期総会においても、このワクチンの助成制度の創設や、予防接種法に基づく早期の定期接種化を要望されました。また、先ほどのご答弁でもあったように、国のほうでも、定期接種化に向けての検討に入っておられるということも聞いております。定期接種になれば、国からの地方交付税などを通して財源も見込まれると思うんですけども、国の動向も気にしつつも、まずは葛城市として研究に入っていて、奈良県内初の带状疱疹ワクチン接種を実現していただきたいと要望したいと思います。本当に痛みで苦しんでる方がいらっしゃいますので、その辺、ご検討、ご研究をお願いしたいと思い、次の質問に移りたいと思います。

続いて、スポーツ大会等出場者激励金についてというところがございます。これについては、平成30年度から、激励金制度や、教育部においては、大会出場の奨励制度が設けられておるんですけども、これらの制度についてまずは伺いたいと思います。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部の高垣です。私のほうからは、葛城市スポーツ大会等出場者激励金の概要についてご説明させていただきます。

対象者は、1、本市に住所を有する者。2、市内の小学校又は中学校に在学している者。3、本市にゆかりがある者で市長が特に必要と認めるもの。対象となる団体は、1、葛城市体育協会又は葛城市スポーツ少年団に加盟している団体。2、市内の小学校又は中学校の代表として出場する団体。3、本市にゆかりがある団体で市長が特に必要と認める団体。激励金の対象となる大会等は、1、全国大会、全国的に組織された団体又はその加盟団体が主催する大会等で、県大会等の選考を経て出場する大会等。2、世界大会、国際的な競技団体が主催する大会等で、予選会等の選考を経て出場する大会等。3、その他市長が特に必要と認める大会等となります。

激励金の額は、大会等の区分に応じ、それぞれ定める金額とすとなっております。全国大会出場の個人の小学生、中学生、高校生は5000円。全国大会出場の個人で大学生、社会人は1万円。団体で3人以下は1万円、4人以上は2万円。世界大会、アジア大会出場は1万円。オリンピック、パラリンピック出場は5万円となっております。

企画部からは以上でございます。

梨本議長 葛本教育部理事。

葛本教育部理事 教育部、葛本でございます。お願いいたします。

教育部といたしましては、学校教育課所管分として、葛城市立小学校選手派遣基準と葛城市立中学校選手派遣基準がございます。小学校選手派遣基準につきましては、小学校の児童及び引率教諭が学校を代表して参加する記録会、発表会等に対して、目的地までの往復の交通費と宿泊費を支給しております。中学校選手派遣基準につきましては、中学校の生徒が市外の大会に参加することにより、有意義な部活動を展開し、学校教育をより充実させるために生徒を派遣することを目的としております。

体育系の大会につきましては、奈良県中学校体育連盟、近畿中学校体育連盟または全国中学校体育連盟が主催又は共催する大会への参加費及びそれに類する経費、目的地までの往復の交通費、宿泊費を支給しており、文化系の大会については、体育系の各種連盟に準ずる吹奏楽連盟等が主催又は共催する大会への参加費、入館料、観賞料及び楽器の運搬費等の経費並びにそれに類する経費、目的地までの往復の交通費、宿泊費等を支給しております。

なお、選手派遣費に係る他市の状況につきましては、近畿大会以上の大会へ参加費、交通費、宿泊費を全額支給している市は、葛城市を含め5市でございます。それ以外の市は、支給内容や支給割合が様々に異なるといった状況でございます。また、県内の大会、近畿大会、全国大会の全てにおいて全額負担しているのは葛城市だけでございます。また、体育振興課所管分としましても、葛城市県内外社会体育各種競技大会参加助成金交付要綱に基づき、市内在住の個人、以後個人と申します、及び市内在住者及び市内在勤者で構成する社会体育関係団体、以後団体と申します、が要綱で規定する各種競技予選大会において、優勝もしくは同等の成績または選抜により、県または市の代表として葛城市教育委員会が認める各種競技大会に参加する個人並びに団体に対して助成金を交付しております。

助成の内容としましては、県外で開催される各種競技大会に参加する個人及び団体については、交通費、宿泊費、大会参加負担金等を、大人であれば2分の1以内で、小学生、中学生の場合については全額支給しております。県内で開催される各種競技大会に参加する個人及び団体については、交通費及び食糧費として1人当たり2,500円を、市内で開催される競技大会の場合は2,000円を交付しております。ただし、小学生、中学生が参加する団体は1チーム当たり5,000円としております。

以上でございます。

梨本議長 西川議員。

西川議員 長い説明ですけど、ありがとうございます。多分皆さん頭の中には入ってないと、また要綱があると思うので、しっかりと、気になる方は見てもらったと思います。

言いたいのは、本市では、全国大会等スポーツ大会に参加される方については激励金制度、これについては市長部局から出てます。教育部局からは、選手の交通費や宿泊費の負担を軽減するために、奨励制度において支給、助成をされているということでございます。教育部局の奨励制度については、県の大会でも交通費が支給されたり、県内の市町村に比べても本当に手厚いものとなっておりますというふうに説明を受けて感じたところでございます。この制

度については、旧町時代、新庄町、當麻町ともにあったというふう聞いておるんです。両町とも、教育、スポーツのまちとして推進をされてきた、そういう背景があって、合併後においてもブラッシュアップされて、より手厚い制度設計がなされてきたのかなと、そういうふうに見受けられるというところでございます。このように、本当に先人が残されたい遺産については、しっかりと意志を引き継いで、これからもよりよい形で残していただきたいというところでございます。

それでは、平成30年度より設けられた市長部局の激励金制度の令和4年度の実績及び教育部についての奨励制度での実績を伺えますでしょうか。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

激励金制度の令和4年度の実績をお答えします。全国大会出場の個人の小学生は5人、中学生は9人、高校生は2人。同じく全国大会出場の個人で大学生、社会人は12人。次に、団体で3人以下は1組、団体で4人以上は3組で、合計32件の実績となっております。

梨本議長 葛本教育部理事。

葛本教育部理事 令和4年度の全国大会出場の実績としましては、学校教育課所管分としまして、中学生で団体1件、個人で3名。体育振興課所管分では、スポーツ少年団で3件、体育協会でも4件、全国大会に出場しております。

梨本議長 西川議員。

西川議員 今ご回答いただいたのは、全国大会への出場実績でございました。市長部局の激励金制度については、先ほど要綱でも定めのあるように、本市に住所を有する者となっております、高校生や大学生、社会人においても、対象となる大会に出場を勝ち取れば激励金をいただけるというふうになっております。しかし、教育部局の先ほどからの手厚い奨励制度の恩恵はあずかりにくいということになっておるのが、そういう現状でございます。確かにこのような方々は、市外の高校のクラブであるとか、社会人チームに所属しておられるというのが多いと思いますので、教育部局の奨励制度については、適用できないのは理解をするところでございます。しかし、葛城市を背負って大会などに出場してくれているのも事実でございます。そういった教育部局の奨励制度を活用できない方にでも、もう少し手厚くなるように、市長部局にある激励金制度というのを充実されてはどうかというところを感じるところでございます。

激励金制度というのは、金額の大きい、小さいというのではないのかなとは思っております。本市を背負って、頑張っている成績を残して、葛城市に貢献してほしいという思いをこの制度として決めてあるという、そういう認識であります。また、市長自らが、この激励金制度は激励としてお渡しするんですよね。そういうことで、その意味とか、そういう思いとか、より込められていくのかなというところでございます。それらを踏まえた上でも、最初、要綱で思い出してもらったら5,000円とあったんですけど、5,000円というのはどうかと思います。わざわざ市長室で激励をされに来て、立派なのし袋を渡されると思うんですけど、市役所の帰り道、お母さん、見てみやとか言われて、子どもが見たとき

に、5,000円かいな、みたいなのというような、なんかその辺の何と言うんですか、僕の場合は分らないですけど、多分そういうのが、金額的には、大小ではないと思うんですけど、何かやっぱり思いを制度に変えるときに、——（削除）——あと5,000円足して1万円にしてくわ、みたいなのでもいいかもしれないんですけど、何せ、そういうのが制度として、僕の中では、もうちょっと上げてやってもいいかなという思いでございます。その辺の金額について答えられるかどうか分かりませんが、答えてもらえますか。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

この要綱を定める平成30年度以前は、市長交際費の中で各種大会に出場される方の激励金というものを支出させていただいておりましたが、適正な財政費目の組み合わせと本来の目的を鑑みまして、各種大会等の出場者激励金を新設しております。先ほどの金額につきましては、他市との状況を比べてみると、葛城市よりも高いところもあれば、同程度の金額のところもあり、様々な状況でございます。先ほどご説明申し上げました、この要綱を定めた当時の経緯も含め、今後研究していきたいと思っております。よろしくお願いします。

梨本議長 西川議員。

西川議員 そうなんですね。やっぱりこういう思いとかを制度にするときには、何かしらの根拠とか、他市と比較するとかでしかできないと思うんですけども、大会などの大小というのは金額で差があってもいいんですけど、年齢とかは別に一律でもいいのと違うかなとか思ったりもするし、何せ、小学生、中学生、高校生は5,000円とかいうのではなくて、やっぱりそれなりなのということも、金額も1回研究してもらえたらということでございます。

次は、対象となる大会について伺いたいと思っております。教育部での、まず近畿大会などの実績及び企画部の要綱では、近畿大会が対象になってないんですかね。が見受けられないとなっているんですけども、どういうことになってますでしょうか。

梨本議長 葛本教育部理事。

葛本教育部理事 令和4年度の近畿大会出場の実績といたしまして、学校教育課所管分としましては、中学生で団体1件、個人で4名、体育振興課所管分では、スポーツ少年団で6件、体育協会で3件、近畿大会に出場しております。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。

葛城市スポーツ大会等出場者激励金交付要綱には、対象となる大会に近畿大会は含まれておりません。要綱制定以前の運用時においても、近畿大会は含まれておりませんでした。教育部の各種競技大会参加助成制度での状況や他市の状況も踏まえ、必要ならば激励金の制度を見直していくことになるかと考えております。

梨本議長 西川議員。

西川議員 教育部の奨励制度では、近畿大会に出場される方には交通費とか宿泊費というのは助成をされておるんですけども、今、市長部局での激励金制度では、まずそもそも近畿大会、その対象になっていないということでございます。これについても、奈良県の、また葛城市代表

として行っていただいておりますのでありますから、市長から激励してもらえたら、よりよい成績を納めていただけるのではないかと思います。ぜひとも、これも1回、大会の要綱というのを、教育部局と市長部局とでしっかりすり合わせをしていただけたらというところがございます。

今までは、主にスポーツ部門の問いをさせていただいておったんですけども、文化部門でも、例えば吹奏楽でありましたり、今でしたら、例えば英語の大会とかもあるんですかね。何かそういう大会とか、数学の大会とかもあったりもすると思います。そういう全国大会もあると思うんですけども、こういう取扱いはどのようになっておるのでしょうか。また、教育部での文化部門についての実績と、今後、市長部局では、文化部門について激励金対象制度に今はなっていないと見受けられるんですけども、今後、文化部門についても対象として考えることはできないでしょうかというところがございます。

梨本議長 葛本教育部理事。

葛本教育部理事 ここ数年、文化部におきましては、近畿大会、全国大会に出場しておりませんので、支給実績はございません。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。

葛城市中学校選手派遣基準にもあるように、文科系の大会の派遣費用が制度の対象となることを踏まえ、現行の葛城市の激励金の制度に、文化部門についても新たに追加してはどうかというご提案につきましては、どのような大会でどのような部門が対象となるのか、教育部ともしっかりと協議をして整理をしていく必要があると考えます。その上で、今後必要ならば、激励金の制度を見直していくことになると考えております。

梨本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。そやから、教育部では、文化部門でも宿泊費とかは出されてるんですね。市長部局の激励金制度のほうでも、文化部門というところも、何かしら吹奏楽も出てくると思いますし、葛城市を背負って全国大会とかに行ってもらわなければならないわけですから、市長からきっちり激励をいただけたらというところがございますので、そういう対象も、1回すり合わせをしていただいて、見直しもかけていっていただけたらというところがございます。

先ほど藤井本議員からもありましたけども、インターハイ、奈良県新庄第1健民運動場で決勝戦が先週日曜日ですか、行われたときに、僕、奈良育英高校なんですけども、勝ちましたけど、そこに葛城市の、僕の知り合いなんですけど、その子どもがスタメンで出てたんです。インターハイって全国大会じゃないですか。でも、高校で、しかも激励金制度の要綱によったら、一応もらえるんですけど、これは把握がすごい難しいんです。国体選手に選ばれたりとかしたら分かりやすいのかもしれないんですけど、ぜひとも、でも、そういうところも、どうにか何かうまいこと、インターハイにその子らは出場するわけですから、何かしら、どういうふうに葛城市が、申告してもらわなければならないのかなどは思うんですけど、だから、その辺も考えていっていただけたらというところもあります。また、これから部活動の地域移行というところも出てくると思うので、クラブチームとかが、今、体協に所

属してないところとかも、もしかしたら、そういうクラブチームとかが出てきたときに、中学校の子らとか受け入れたときに、そういう助成の対象になっていかへんかなというところも出てくるかもしれません。今のままやったら。そやけど、そういうことも今後またいろいろと見直していく時期が来るかなと、この制度についても、そういうのもリンクしてくるのかなと思うところがございますので、どうぞ、これからも一度、見直し、また検討を行っていただきたいと思うところがございます。

それでは、最後の質問に行きたいと思います。今、県議会のほうでも、先ほど冒頭でもお話しさせていただきましたけども、奈良県議会のほうでもいろいろと話題になってきているところがございます。奈良県知事が交代をされました。先日ですか、12日のときに、改めて知事から、県民にもかなり関連してくるような、ほかの市町ですけども、大型事業に関する令和5年度の予算全部を停止とか、また一部を停止とかということが発表されました。本市に関しては、現知事の予算執行の査定の仕分けというものには、当たる事業は見受けられなかったとは思いますが、これから本市が奈良県と協働して進めていこうと、種づけをしたこういう事業であったりとか、今後どのようにしていくのかというのが本当に心配なところがございます。あまり私も知事についてはよく知らないんですけども、感覚的に見ていると、自分で無駄か、無駄じゃないかの基準があるように思って、それによって事業を停止されているというような感も受けるところがございます。

これから、本市にあっても、包括協定というの、締結も含め、この包括協定というの、実際、荒井前知事のときの話なので、そういうものが今後出てくるかということも不安なところもあるんですけども、含め、県と協働して進める事業が、知事の判断一つで頓挫または縮小することが懸念をしているところがございます。そこで特に、奈良県と今後協働で行っていくやろうというような事業、葛城インターチェンジエリア付近のにぎわいを創出する事業や、旧奈良県社会教育センター跡地利用に関する事業の現状についてお尋ねをいたします。

梨本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしく申し上げます。

葛城インターチェンジ周辺エリアにおいては、観光を中心としたにぎわいを創出する事業として、道の駅かつらぎ、また奈良県社会教育センター跡地を中心に広域観光と滞在型観光を促進し、観光産業への転換を図るためのまちづくりについて検討を進めているところがございます。中でも、市内唯一の宿泊施設であった奈良県社会教育センターが令和3年4月に休館したことを受け、県有資産の活用に向けて、滞在型観光の促進という観点から、宿泊施設の誘致に向けて奈良県と調整してまいりました。令和4年度には、市長と前知事が葛城インターチェンジ周辺エリアのまちづくり、また社会教育センターの跡地利用について会談され、まちづくりの方向性について双方確認をされました。葛城市といたしましては、今後も引き続き、葛城インターチェンジ周辺エリアでの道の駅かつらぎエリアにおける観光を中心としたにぎわいを創出する事業の展開と、奈良県社会教育センターの跡地の活用についても、観光によるまちづくりを十分理解していただくため、引き続き、奈良県と連携して進め

ていくように努めてまいります。

梨本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。それでは、奈良県ももちろん協力してもらわなアカンですけど、もう一つ、新村工業系ゾーンについてはどんな影響になってくるか。今の現状と、それについて教えていただきたいと思います。

梨本議長 植田産業観光部長。

植田産業観光部長 産業観光部の植田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

新村工業系ゾーンの現状についてご説明申し上げます。経済活性化及び雇用の場の創出を図るため、奈良県企業立地推進課が令和2年度に実施した産業用地創出支援事業の成果品を用いて、令和4年度に産業用地の創出に向けて産業用地創出基本計画を策定いたしました。ただいま、その計画に記載しております課題をクリアできるように、庁内のプロジェクトチームで検討を進めているところでございます。

以上でございます。

梨本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。それでは、市長にお伺いをいたします。葛城インターチェンジエリア付近のにぎわいを創出する事業とか、旧奈良県社会教育センター跡地利用に関する事業、新村工業系ゾーン、いろいろあると思うんですけど、奈良県と連携して推進していかなければならない事業について、知事交代による影響というのをどういうふうにご考えておられるかということと、行政のトップとして本事業の必要性を訴えるために、どのように今後進めていきたいと思っらっしゃるかということをお伺ひしたいと思います。

梨本議長 阿古市長。

阿古市長 まず、新村工業系ゾーンにつきましては、令和4年度に産業用地創出基本計画を策定し、今年度も、担当課や庁内プロジェクトチームで検討を進めております。この事業は市が実施主体でございますので、知事交代による影響はほぼないものと考えております。また、県の協力を得ながら進めてまいりました企業誘致の事業につきましても、今までどおりに事業は推進していくものだと考えております。また、議員がご心配になっております、葛城インターチェンジ周辺エリアでの道の駅かつらぎエリアについては、観光業、特に相撲コンテンツを活用したにぎわいを創出する事業の展開を行ってまいります。さらに、奈良県社会教育センター跡地の活用についての葛城市の考え方は、これまでどおり変わることなく進めていきたいと考えております。特に葛城市のまちづくりを十分理解いただくため、新たに就任された山下知事にも、このエリアがいかに可能性のあるところであることをしっかりとお伝えし、県と連携して奈良県社会教育センター跡地の活用を進めていきたいと考えております。

梨本議長 西川議員。

西川議員 ありがとうございます。大変うれしい、前向きなご答弁をいただいたと思います。僕らも、もちろん、維新の議員もこっちにいらっしやいます。僕ら議会としても、市長がそういうふうな思いを伝えるに行くというとき、結構一筋縄で行かへんように僕は思ってるんです。今まで大型事業をあれだけさばさ切られていってる方ですので、ここはきっちり、僕は、し

っかりと、あそこは絶対、葛城市発展には必要やねんというところは、今、市長のご答弁もあつたし、僕もそのように思ってるし、ほんで、また橋渡しをしていただけるような議員もここにはおられるので、そやから、それをしっかりと議会、市長も含めて、どうしてもあそこは進めていかなければならないかなと思ってるところでございます。今、前向きなご答弁をいただきましたので、私としては、この質問をしたかいがあつたかなというところでございます。

以上で私の質問は終わらせていただきたいんですけども、私、激励金のところで失言をいたしまして、議長、削除をお願いしたいところがあります。市長のポケットマネーでもよいかというところ、削除をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

梨本議長 西川善浩議員の発言を終結いたします。

それでは、西川議員からあつた発言取消しの申出について議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定によって、西川議員の退場を求めます。

(西川議員 退場)

梨本議長 この際、お諮りいたします。

西川議員から、本日の先ほどの本会議における発言について、会議規則第65条の規定により、不穩当の理由により、市長のポケットマネーの部分を取り消したい旨の申出がありました。この取消し申出を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、西川議員からの発言の取消し申出を許可することに決しました。

(西川議員 復席)

梨本議長 続きまして、本日午前中、坂本剛司議員の一般質問冒頭において、韓信の股くぐりとの発言がございました。これは3月議会の戒告処分を受けての発言であれば、不穩当である可能性があります。韓信の股くぐりについて、その意味の一例を挙げると、漢王朝の創業に大きな功績を挙げた将軍、韓信が若いとき、町でならず者に言いがかりをつけられ、耐えてその股をくぐったという故事から、大望を持つ者は目先のつまらないことで人と争ったりしないことの例えと解説されています。この意味を踏まえ、坂本議員より発言の真意について説明を求めます。

4番、坂本議員。

坂本議員 私は、先ほど議長のお話のとおり、大望を抱く者は目先の苦慮や恥は問題にしない、耐え忍ばなければならないと、そういう自分への戒めとして発言させていただきまして、特に議会がどうのこうのというようなことは考えておりませんので、主体は自分で、自分は苦慮や恥は耐え忍ばなければいけないと、そういう考えで発言したところでございます。

以上です。

梨本議長 ただいま坂本議員から説明がございました。本日午前中の坂本議員の発言については、後日、会議録を調査の上、不穩当な発言と判断する場合は適当な措置をすることにいたします。お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。なお、19日午前10時から本会議を再開いたしますので、午前9時30分にご参集願います。本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後5時13分